

第7期宮前区地域福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

みんなで広げよう ご近助のわ
～「つながる」を育て、安心して暮らせるまちへ～



川崎市 宮前区

市民一人ひとりが共に支え合い
安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の

地域包括ケアシステムの構築をめざして～



本市は、全国平均に比べると、比較的市民の平均年齢が若い都市ですが、「団塊の世代」が75歳以上の高齢者（後期高齢者）となる令和7（2025）年には、高齢化率が21.3%に達し、本格的な超高齢社会が到来します。

同時に少子化も進行する中で、地域における生活課題が多様化・複雑化しており、子どもから高齢者まですべての市民の皆さまが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域をめざして、「地域包括ケアシステムの構築」に向けて取り組んでおります。

今回、策定いたしました「第7期川崎市地域福祉計画」は、「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」を基本理念に掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて関連する行政計画と連携を図りながら、住民の視点による地域福祉を推進することをめざしております。また、各区におきましても、地域福祉計画を策定しており、地域の実情に応じた施策の展開を図ってまいりたいと考えています。

本計画の推進には、行政をはじめ、町内会・自治会などの地縁組織、ボランティア団体、住民、民間企業など、地域で活動されている皆様の御理解・御協力が必要と考えております。また、今後、令和7（2025）年以降を見据え、デジタル化などの社会の変化も視野に入れ、予防的な視点を重視した取組を推進してまいりたいと考えております。

引き続き、様々な工夫をしながら地域における「顔の見える関係づくり」を進め、コミュニティ分野や住宅・都市計画分野、教育分野など幅広い関連施策分野が連携した地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのより一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、今回の川崎市・各区地域福祉計画の策定にあたり、多くの皆様から貴重な御意見をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

川崎市長

福田紀彦

目次

序章 川崎市地域福祉計画について	1
1 計画策定の趣旨・期間	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	3
2 地域福祉計画と関連個別計画等の関係性	4
3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進	5
(1) 社会環境の変化	5
(2) 策定の背景	5
(3) 推進ビジョンの概要	6
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ	7
4 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制	8
(1) 地域みまもり支援センターによる取組	8
(2) 取組の推進イメージ	8
5 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題	9
6 令和7（2025）年以降を見据えためざす姿	10
(1) 地域福祉とは	10
(2) 地域福祉の対象者と担い手	11
(3) 令和7（2025）年以降を見据えた想定される課題とめざす姿	11
7 第7期計画期間における施策の方向性	13
(1) 計画の基本理念・目標	13
(2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方	15
8 第7期計画の実施状況の点検・見直し	19
第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図	20
第1章 宮前区地域福祉計画策定にあたって	23
1 宮前区地域福祉計画とは	25
(1) 計画策定の趣旨・期間	25
(2) 計画策定の流れ	26
(3) 宮前区社会福祉協議会との連携	26
(4) 宮前区地域包括ケアシステム	27
(5) 宮前区地域福祉計画とコミュニティ施策との関係	27
2 宮前区の地域の特色	28
(1) 宮前区の概況	28
(2) 宮前区地域福祉を取り巻く現状	29

3	調査等から分かる宮前区民の状況	40
	(1) 第6回川崎市地域福祉実態調査から分かること	40
	(2) 講演会・シンポジウム・アンケート等から分かること	45
4	宮前区地域福祉マップ	49
5	地区の概況	51
	(1) 宮前第一地区	52
	(2) 宮前第二地区	54
	(3) 有馬鷺沼地区	56
	(4) 東有馬地区	58
	(5) 宮前第三地区	60
	(6) 宮前中央地区	62
	(7) 向丘地区	64
6	第6期計画の振り返り	66
	(1) 第6期計画の重点項目の取組状況	66
	(2) 第6期計画全体の取組状況	68
7	第7期計画につなぐ視点	72
第2章 宮前区地域福祉推進の取組		75
1	宮前区がめざす地域福祉	77
	(1) 基本理念	77
	(2) 基本目標	78
	(3) 計画の骨子	79
	(4) 事業体系一覧表	80
2	重点的な取組	82
3	具体的な取組	83
第3章 第7期計画の推進体制		93
1	計画の進め方	95
2	計画の進行管理	96
資料編		97
1	第7期宮前区地域福祉計画策定の経過	99
2	川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議開催運営等要綱	100
3	宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議委員名簿	102
4	第6回川崎市地域福祉実態調査報告(抜粋)	103

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画策定の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

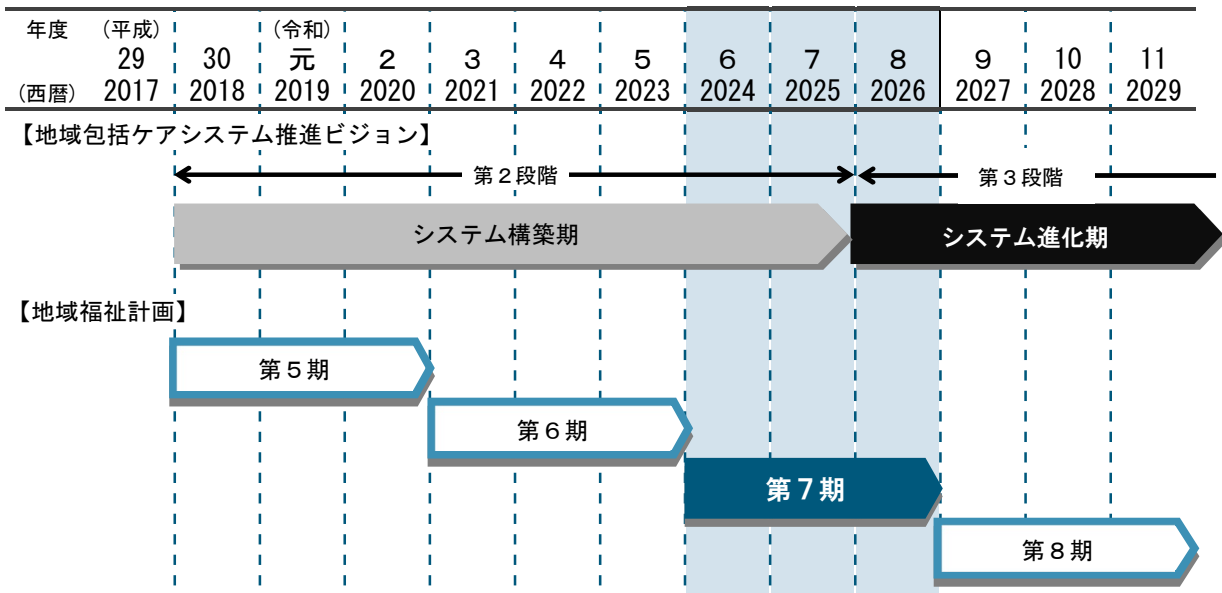
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第 107 条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業（同法第106条の3第1項各号）の実施に関する事項

本市では、平成 16（2004）年度に第 1 期計画がスタートし、今回は第 7 期となります。また、第 7 期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

(2) 計画の期間

第 7 期計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間です。



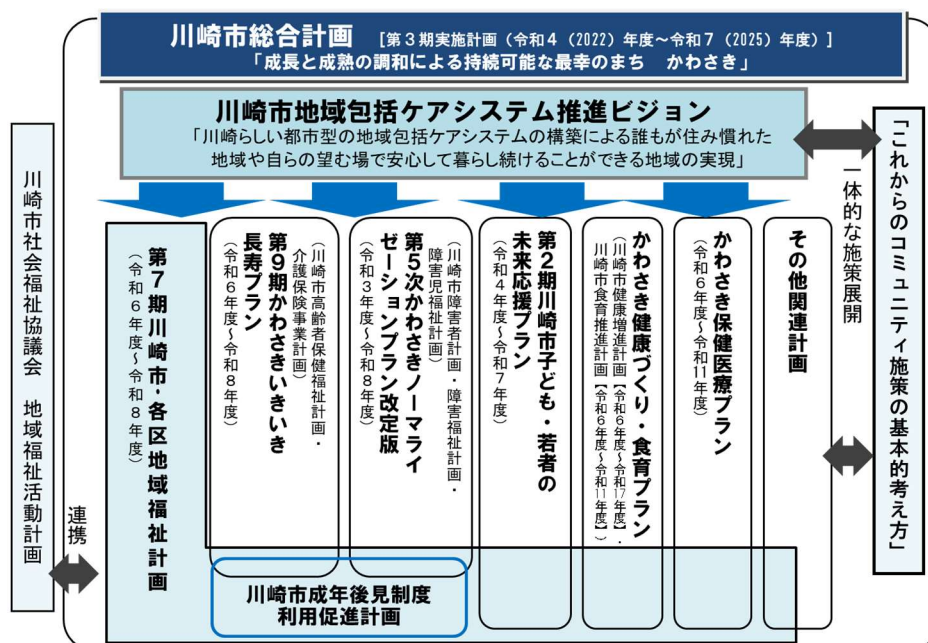
2 地域福祉計画と関連個別計画等の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（以下、「推進ビジョン」という。）を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和5（2023）年度）の「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。各区計画においては、地域特性に応じた取組等をまとめています。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」を本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を行いました。そこでは市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこと、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であること、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があることを確認しました。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として平成 26（2014）年度に「推進ビジョン」を策定しました。

（1）社会環境の変化

社会環境の変化として、本市の平均年齢は大都市の中で最も低くなっていますが、今後、高齢化率が 21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進行は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、様々な支援の担い手の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の収束を見据え、アフターコロナに向けた取組を推進していくことも求められています。

（2）策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を定めています。この法律では、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

高齢者施策は、住宅施策等の関連施策との連携や、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられます。また、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、本市では、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働から始めました。一方で、まちづくりの側面も重要と考えられることから、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざしています。

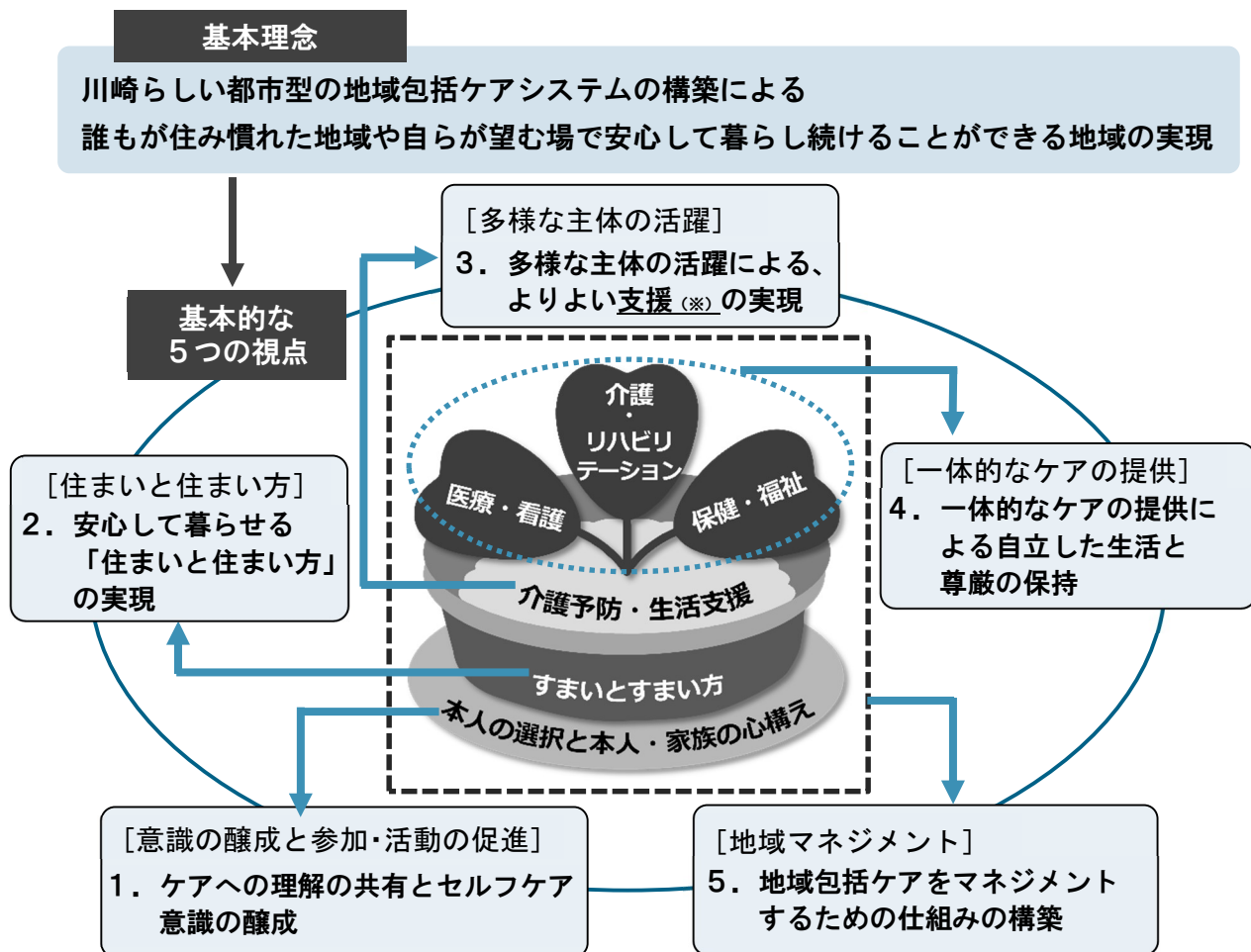
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

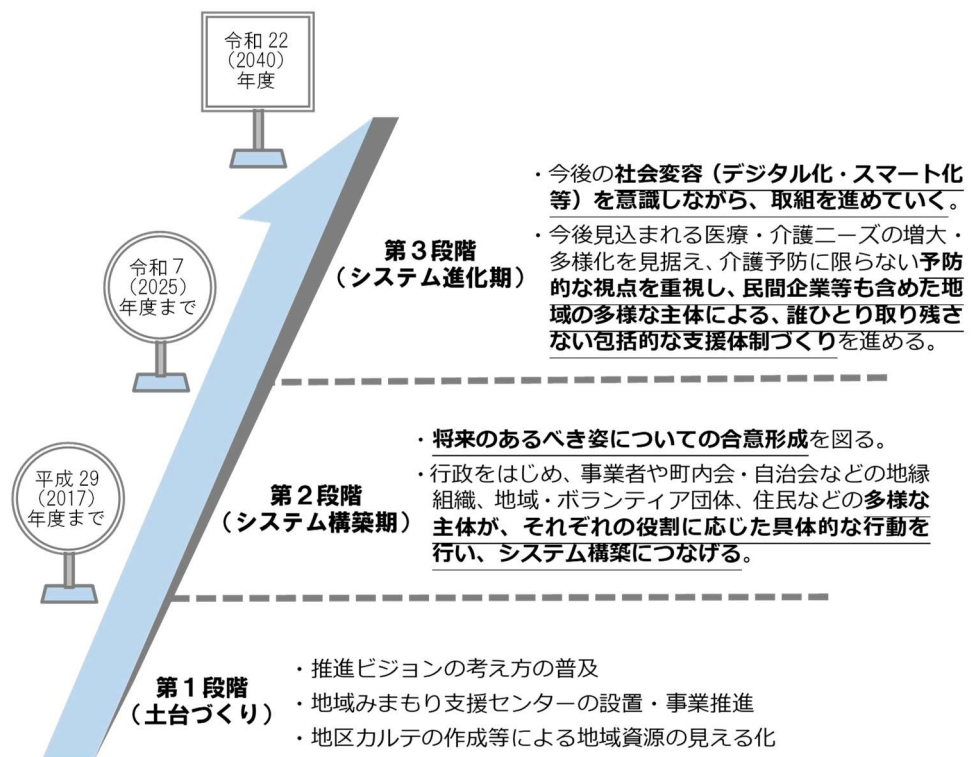
ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成 27 (2015) 年度から 29 (2017) 年度までを第 1 段階の「土台づくり」の期間として、平成 30 (2018) 年度から令和 7 (2025) 年度までを第 2 段階の「システム構築期」、令和 8 (2026) 年度以降を第 3 段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年*以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

さらに、家族・地域社会の変容等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる 8050 問題、ヤングケアラー等の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいます。また、新型コロナウイルスの影響等による地域でのつながりの希薄化や、様々な地域活動の休止、各分野における専門職人材の不足等、地域におけるケアや支援の担い手の減少が顕著になってきています。

こうした中、第 3 段階の「システム進化期」に向けては、令和 7 (2025) 年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めていきます。また、アフターコロナを見据えた「新しい生活様式」や、DX (デジタルトランスフォーメーション) 等の社会変容を踏まえながら、予防的な視点を重視し、民間企業等も含めた地域の多様な主体による、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づくりを進めることで、更なる取組の加速化をめざします。

今後も、令和 22 (2040) 年以降も続くことが見込まれる超高齢社会に向けて、社会の持続可能性を高め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。



* 令和22 (2040) 年：いわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上高齢者（前期高齢者）となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

4 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成 28（2016）年 4 月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、専門職種のアプローチ機能の充実、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関等との連携強化を進め、住民に身近な区役所において「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでいます。

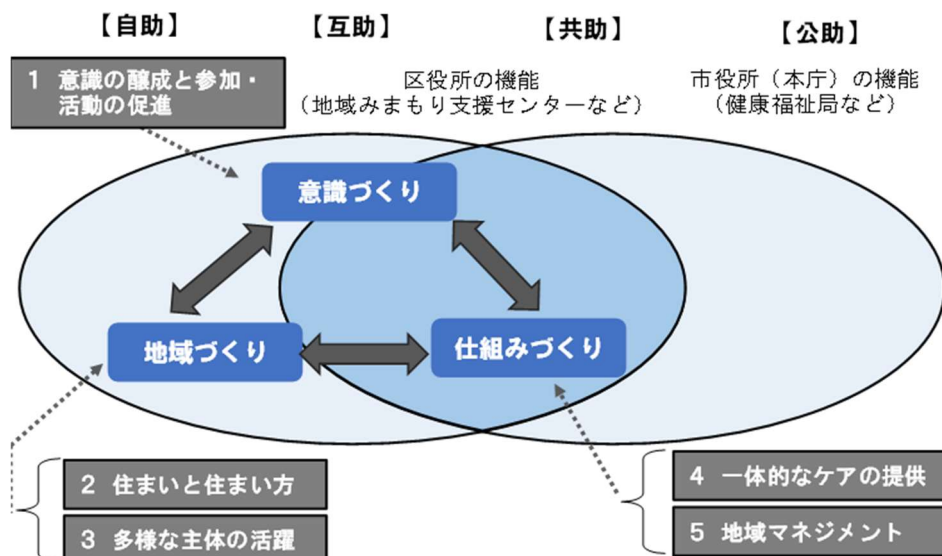
なお、地域みまもり支援センターについては、保健福祉センター内での個人へのケアを中心とした専門支援機能との更なる連携の強化を図るため、平成 31（2019）年 4 月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」（以下、「地域みまもり支援センター」という。）と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り、調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①誰もが生きがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を 3 つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



5 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題

(第6期計画期間：令和3（2021）～5（2023）年度）

第6期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と次期計画への課題について、次のページ以降で整理を行い、第7期計画策定につなげます。

第6期計画

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1) 住民が主役の地域づくり
- (2) 住民本位の福祉サービスの提供
- (3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4) 連携のとれた施策・活動の推進

第7期計画への課題

【基本目標1】住民が主役の地域づくり

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に限定されない場づくりについて検討すること

【基本目標2】住民本位の福祉サービスの提供

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について、分野横断的な連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を踏まえた取組を進めること

【基本目標3】支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつながられる連動した仕組みづくりを一層進めること

【基本目標4】連携のとれた施策・活動の推進

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携をより一層進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

6 令和7（2025）年以降を見据えためざす姿

（1）地域福祉とは

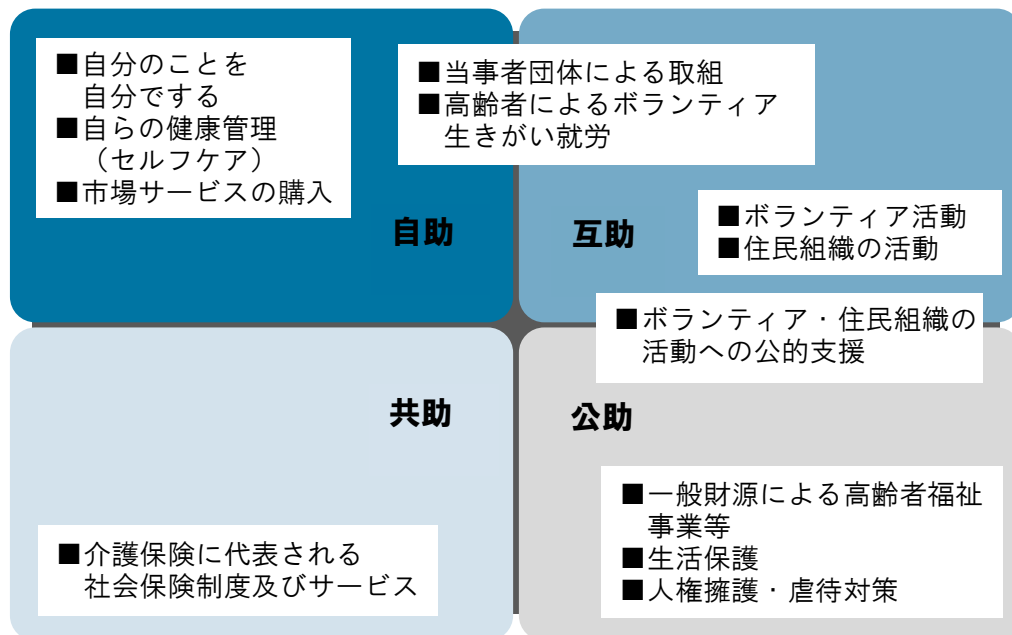
社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典：厚生労働省地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7（2025）年以降を見据えた想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31.5万人（令和4（2022）年10月1日現在）ですが、令和7（2025）年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16.8万人から、令和7（2025）年には20.5万人まで増加することが見込まれます。また、その後、令和12（2030）年頃の人口のピークを経て、令和27（2045）年頃には、現役世代が約2人で1人の高齢者を支える状況となることを見込まれています。

さらに、人口動態と関連して、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等により、地域社会が変容し、生活課題の複雑化・多様化が進んでいくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、現在、第2段階の「システム構築期」として、令和7（2025）年度を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けた各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。さらに、第2段階に続く第3段階の社会状況を見据え、令和7（2025）年以降に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7（2025）年以降の社会変容への対応に向けた取組を推進します。

【令和7（2025）年以降の当面想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年以降の当面想定される課題	令和7（2025）年以降の地域福祉のめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナを見据え「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて地域差が出てきており、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○家族機能が縮小し、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面していることから、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターコロナの「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、オンライン等の活用による地域の状況に応じた多様な住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識ではなく、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、プラットフォームビルダー等として、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結び付かない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声を挙げられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲や相談機関に相談でき、包括的な支援につながる環境づくりが行われている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要配慮者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安心・安全が広がっている。
健康・予防	<ul style="list-style-type: none"> ○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が連携・協働し、オンライン等を活用した地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

7 第7期計画期間における施策の方向性

(1) 計画の基本理念・目標

第7期計画では、第6期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第6期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は「推進ビジョン」を踏まえ、「①ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、「②安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「③多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現」、「④一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」、「⑤地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」の5つとし、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成
- 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現
- 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現
- 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現
- 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざします。

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざします。

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。特に、医療と介護の円滑な連携を進めます。

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

(2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

人口150万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第6期計画においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第2層として、市内を44に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会・自治会や小学校区等の「小地域」を第3層としました。

こうした中、第6回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が7割を超えるなど、互いに支え合う関係づくりを行う範囲は、主に町名単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、第7期計画においては、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきを得られるよう、住民同士の顔の見える関係づくりを支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第6期計画で「地域ケア圏域」と位置づけた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

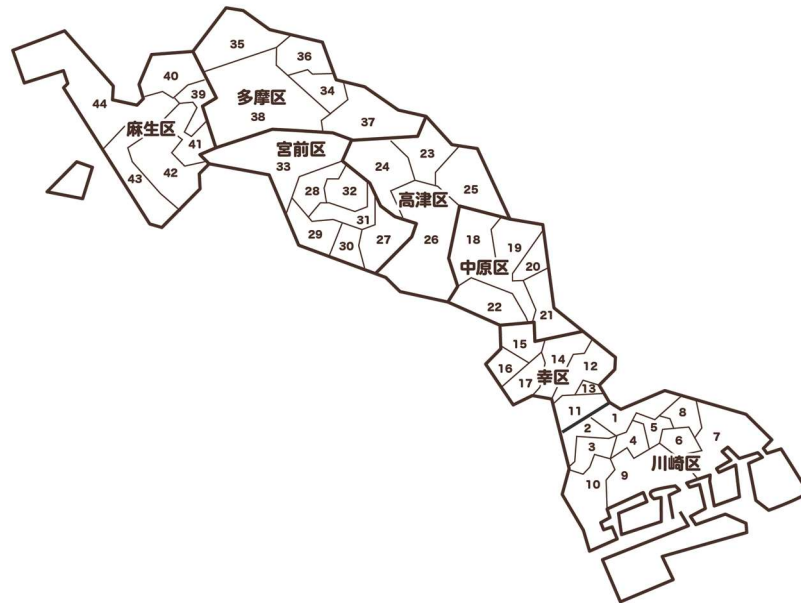
今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】（令和5（2023）年4月1日現在）

	圏域	圏域の考え方
第3層	<p>（小地域）</p> <p>※住民同士の顔の見える関係づくりが行われており、行政がこれを支援する圏域</p> <p>町内会・自治会（650） 小学校区（114 校区） など</p>	<p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進している。 など
第2層	<p>（中地域）</p> <p>地域ケア圏域（44 圏域）</p> <p>※行政が中心となり多様な主体と連携し、地域マネジメントを行う圏域</p> <p>人口平均 約 3.5 万人 中学校区（52 校区） 地区社会福祉協議会（40 地区） 地区民生委員児童委員協議会（56 地区）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。 ・今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。
第1層	<p>（行政区域）</p> <p>人口 17 万人～26 万人程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	<p>（市域）</p> <p>人口 約 154 万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の地域づくりが進んでいくよう、各区計画に、地域ケア圏域ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

【各区の地域ケア圏域について】



No	区名	圏域	町名
1	川崎区	中央第一地区	旭町、砂子、駅前本町、榎町、境町、新川通、鈴木町、東田町、富士見1丁目、堀之内町、本町、港町、宮前町、宮本町
2		中央第二地区	池田、小川町、貝塚、京町1・2丁目、下並木、堤根、日進町、南町、元木
3		渡田地区	小田1丁目、渡田、渡田山王町、渡田新町、渡田東町、渡田向町
4		大島地区	大島、大島上町、中島、富士見2丁目
5		大師第一地区	伊勢町、川中島、大師駅前、藤崎
6		大師第二地区	池上新町、観音、台町、四谷上町、四谷下町
7		大師第三地区	浮島町、江川、小島町、塩浜、田町、大師河原、千鳥町、出来野、殿町、東扇島、日ノ出、水江町、夜光
8		大師第四地区	昭和、大師公園、大師町、大師本町、中瀬、東門前
9		田島地区	浅野町、池上町、追分町、扇島、扇町、鋼管通、桜本、田島町、浜町、南渡田町
10		小田地区	京町3丁目、浅田、大川町、小田2~7丁目、小田栄、白石町、田辺新田
11	幸区	南河原地区	大宮町、幸町、中幸町、堀川町、南幸町、都町、柳町
12		御幸東地区	遠藤町、小向、小向町、小向東芝町、小向仲野町、小向西町、紺屋町、神明町、戸手、戸手本町
13		河原町地区	河原町
14		御幸西地区	下平間、塚越、東古市場、古市場、古川町、新塚越
15		日吉第一地区	北加瀬、矢上、新川崎、鹿島田
16		日吉第二地区	南加瀬
17		日吉第三地区	小倉、新小倉、東小倉

No	区名	圏域	町名
18	中原区	大戸地区	上新城、下小田中、下新城、新城、新城中町、宮内、上小田中
19		小杉地区	市ノ坪、小杉、小杉御殿町、小杉陣屋町、小杉町、等々力、今井上町、今井仲町、今井西町、今井南町
20		丸子地区	上丸子山王町、上丸子天神町、上丸子八幡町、新丸子東、新丸子町、丸子通
21		玉川地区	上平間、上丸子、北谷町、下沼部、田尻町、中丸子、
22		住吉地区	大倉町、井田、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、木月伊勢町、木月大町、木月祇園町、木月住吉町、木月、苅宿、西加瀬
23	高津区	高津第一地区	宇奈根、久地、溝口
24		高津第二地区	梶ヶ谷、上作延、坂戸、下作延、久本、向ヶ丘
25		高津第三地区	下野毛、北見方、諏訪、瀬田、二子
26		橋地区	明津、蟹ヶ谷、子母口・子母口富士見台、新作、千年、千年新町、久末、末長、北野川、東野川
27	宮前区	宮前第一地区	梶ヶ谷、野川本町、西野川、野川台、南野川
28		宮前第二地区	けやき平、神木、土橋
29		有馬・鷺沼地区	有馬、鷺沼
30		東有馬地区	東有馬
31		宮前三地区	小台、宮崎、馬絹
32		宮前中央地区	宮崎1～6丁目、宮前平
33		向丘地区	犬蔵、五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、南平台、初山、水沢
34	多摩区	登戸地区	和泉、登戸、登戸新町
35		菅地区	菅、菅稲田堤、菅北浦、菅城下、菅仙谷、菅野戸呂、菅馬場
36		中野島地区	中野島、布田
37		稲田地区	宿河原、堰、長尾
38	生田地区	生田、東生田、東三田、枳形、栗谷、寺尾台、長沢、西生田、三田、南生田	
39	麻生区	麻生東第一地区	高石、多摩美
40		麻生東第二地区	金程、千代ヶ丘、細山、向原
41		麻生東第三地区	東百合丘、百合丘
42		柿生第一地区	王禅寺、虹ヶ丘、白山、王禅寺西、王禅寺東
43		柿生第二地区	岡上、上麻生、下麻生、早野
44		柿生第三地区	片平、栗木、栗木台、栗平、黒川、五力田、白鳥、古沢、万福寺、南黒川、はるひ野

(町丁コード順)

※各種統計データの捕捉などの観点から、一部、エリアを調整している場合があります。

8 第7期計画の実施状況の点検・見直し

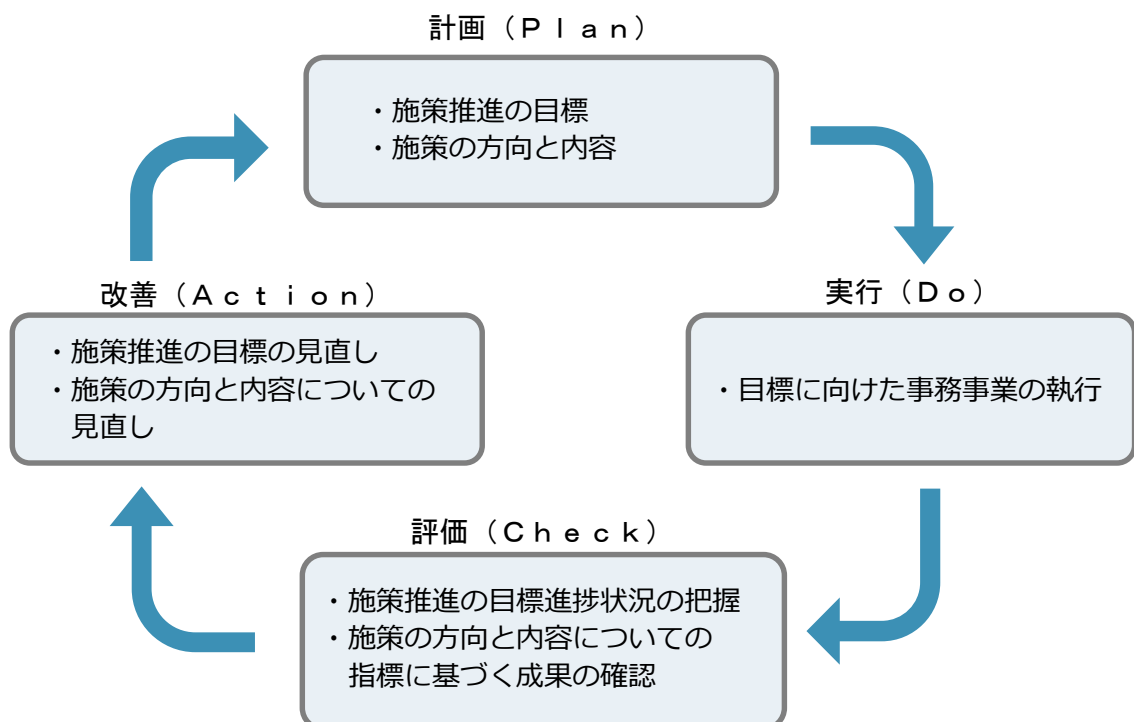
本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、P D C Aサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和9（2027）～11（2029）年度）につなげます。

【P D C Aサイクル】



第7期川崎市地域福祉計画の施策体系図

【基本理念】

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

【基本目標】

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

(1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

(3) 地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

(2) 誰もが参加できる健康・いきがづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

(4) 権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
・あんしんセンターの運営支援
・成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オンブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

(1) 地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

(3) 活動・交流の場づくり

- ① 地域福祉施設の運営
(総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

(2) 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住宅政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

(4) 地域における移動手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健幸福寿プロジェクト

(2) ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

(3) 地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援・相談事業
- ④ 母子保健指導・相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

(2) 保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

(3) 保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

(4) 虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

(5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策・就労支援事業

(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

(2) 社会福祉協議会との協働・連携

- ① 社会福祉協議会との協働・連携

(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

- ① 川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

宮前区地域福祉計画
策定にあたって

第1章

1 宮前区地域福祉計画とは

(1) 計画策定の趣旨・期間

人口減少や少子高齢化、核家族や単身世帯の増加による家族構成の変化、人々の価値観や生活スタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症による地域のつながりの希薄化などによって、必要な支援が届かない世帯が多くあります。

さらに近年、介護と育児のダブルケア、高齢の親とひきこもりの子どもの社会的な孤立、障害や病気のある親に代わって家族の介護やケア、身の回りの世話を担う18歳未満の子どもなど、複数の分野にわたる課題を同時に抱える世帯の対応が求められています。

これらの課題は、住民一人ひとりの力だけで解決できるものばかりではありません。

隣近所をはじめとする身近な地域での助け合いや、地域で活動する団体、保健福祉に関わる事業者、公的機関などが協働・連携して課題解決に取り組むことが、「誰もが住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくり」のために大切となります。

宮前区では、平成16(2004)年度に第1期計画を策定し、今回の第7期計画は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間として、地域福祉の向上をめざす取組を進めていきます。

計画期間と基本理念等の変遷

- 第5期計画 平成30(2018)年度～令和2(2020)年度
みんなでつくろう 地域の輪
 ～共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり～

- 第6期計画 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
みんなでつくろう ご近助のわ
 ～ゆるやかにつながり 安心して暮らせる地域づくり～

「ご近助」
 〓
 ご近所同士での
 支え合い

第7期の計画期間 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

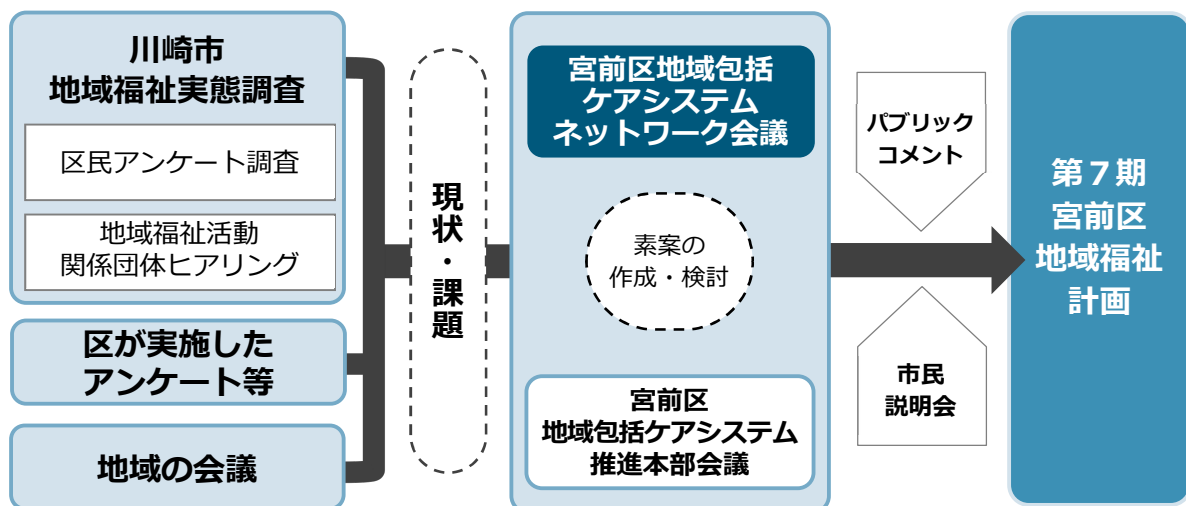
(2) 計画策定の流れ

宮前区地域福祉計画を策定するにあたり、川崎市が実施した「第6回川崎市地域福祉実態調査」や、宮前区が行った講演会・シンポジウム・アンケート、地域の会議で情報収集した意見等により、地域の現状と課題の把握を行いました。

そこで得られた課題や現状を踏まえて、学識経験者及び関係団体の代表者等で構成する「地域包括ケアシステムネットワーク会議」で、様々な視点から宮前区の地域福祉の推進に向けた理念や基本目標、取組のあり方などについて意見聴取を行いました。

それらをもとに、宮前区長を本部長とし、区役所の全部署で構成する「宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議」で計画全体の方向性を確認し、計画の素案を作成しました。

素案をパブリックコメントや市民説明会で公表し、寄せられた意見を踏まえた検討を経て、この第7期計画を策定しました。



(3) 宮前区社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された民間の社会活動を推進するための団体で、都道府県、市区町村ごとに設置されており、住民組織、ボランティア、福祉関係機関（行政も含めた）等が集まり組織されています。

川崎市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画である「川崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定しており、その中で宮前区社会福祉協議会は区の活動計画を位置づけ、地域の個人や団体の力を合わせることで安心して暮らせる宮前区の実現をめざしています。

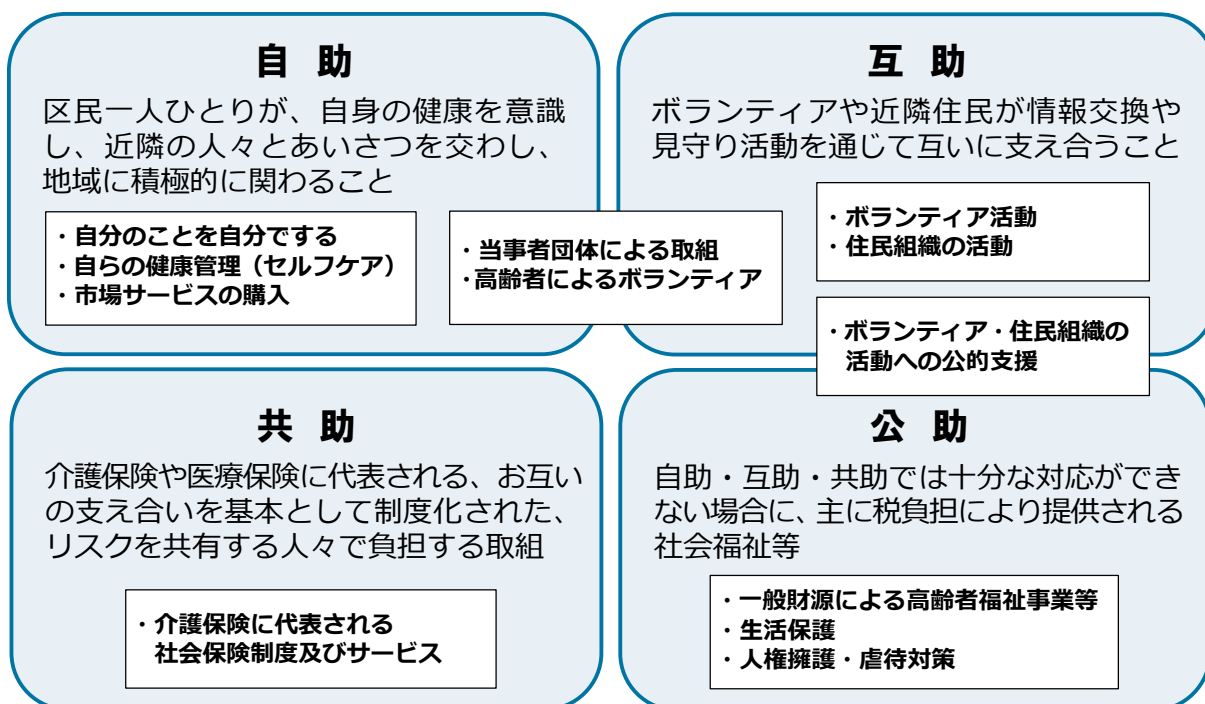
本計画の推進にあたっては、宮前区と宮前区社会福祉協議会が地域の課題や情報を共有し、連携して課題解決に取り組むことで、支え合いのまちづくりを進めていきます。

(4) 宮前区地域包括ケアシステム

宮前区地域福祉計画は、川崎市の策定した「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として策定しています。

地域包括ケアシステム推進ビジョンがめざす「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域」をつくるには、自助、互助、共助、公助が適切な組み合わせで行われることが重要です。

自助・互助・共助・公助の関係性



(5) 宮前区地域福祉計画とコミュニティ施策との関係

川崎市では、コミュニティの10年後の未来を描いた「希望のシナリオ」の実現に向けて、多様な主体の連携により、持続可能な暮らしやすい地域を実現するために、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」をまとめました。

この「基本的考え方」は、地域包括ケアシステム推進ビジョンの取組をコミュニティ施策の視点から支え、相互補完的に充実させる位置づけになります。

施策の1つとして、地域での課題解決や新しい価値を生み出す市民創発のプラットフォームとなる「ソーシャルデザインセンター」の創出が進められ、宮前区では令和5（2023）年6月に宮前区ソーシャルデザインセンター「みやまえBASE」が開設されました。

よりよい地域づくりに向けて、宮前区地域福祉計画とコミュニティ施策における各取組は、情報共有をしながら連携して推進していきます。

2 宮前区の地域の特徴

(1) 宮前区の概況

宮前区は、なだらかな丘が続く多摩丘陵の東の端に位置し、区内には、平瀬川、矢上川、有馬川の3つの河川が流れています。これらの川に挟まれて、丘陵、坂、谷戸などで構成された起伏に富んだ地形が特徴です。

明治22(1889)年の市制・町村制の施行に伴い、梶ヶ谷、野川、馬絹、有馬、土橋の各村と溝口村の飛地が合併された宮前村(みやさきむら)

と、平、長尾、菅生、上作延の各村と下作延の飛地が合併された向丘村(むかおかむら)が誕生しました。両村は、昭和13(1938)年に本市に編入され、昭和47(1972)年に本市が政令指定都市となった際に高津区の一部となりましたが、昭和57(1982)年に分区し、現在の宮前区となりました。



平瀬川

ようごうじ
影向寺

区内には、弥生時代から古墳時代にかけての「東高根遺跡」や横穴式石室をもつ「馬絹古墳」など歴史的に貴重な史跡が残されています。また、奈良時代に建てられ、都の文化を伝えた「^{ようごうじ}影向寺」には国の重要文化財に指定されている「薬師如来三尊像」が安置されています。

昭和41(1966)年に東急田園都市線の溝の口から長津田までの延長、昭和43(1968)年の東名高速道路・東名川崎インターチェンジ開通・開設などにより交通網が整備されると、急激な人口増と都市化が進みました。一方、東高根森林公園や菅生緑地など区内には緑も多く、憩いの場として多くの人々が訪れ自然に親しんでいます。さらに、「カッパーク鷺沼」には、鷺沼ふれあい広場やフットサル施設「フロンタウンさぎぬま」などがあり、区のシンボルゾーンとして活用されています。



MIYAMAE

区の花 コスモス 区の木 サクラ

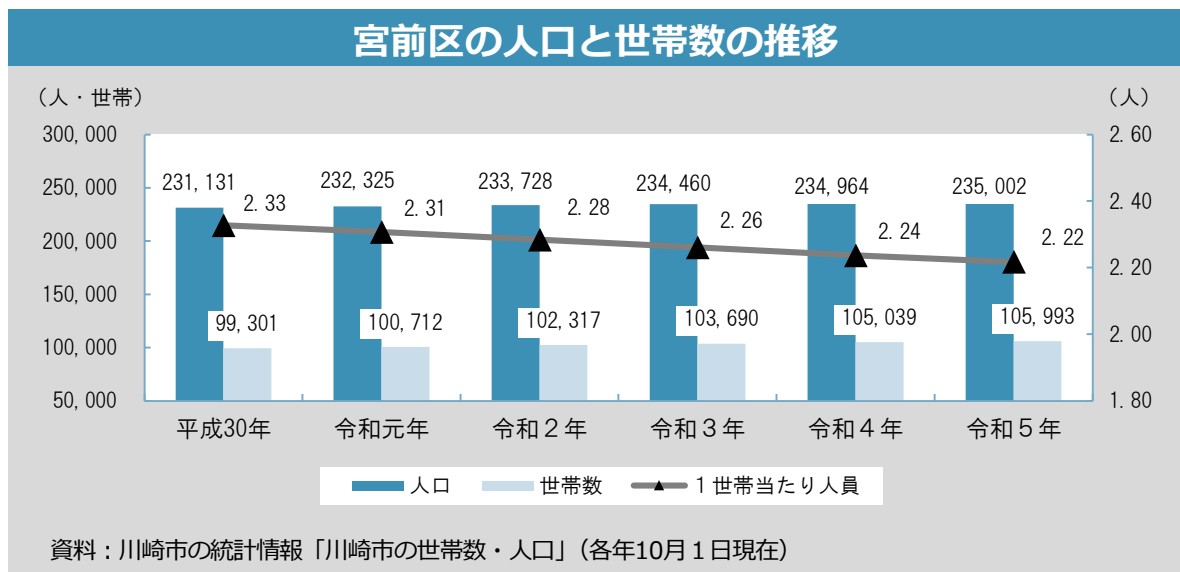
(2) 宮前区の地域福祉を取り巻く現状

1 人口と世帯数

1) 人口と世帯数の推移

宮前区の人口は、令和5（2023）年10月1日現在で235,002人となっています。

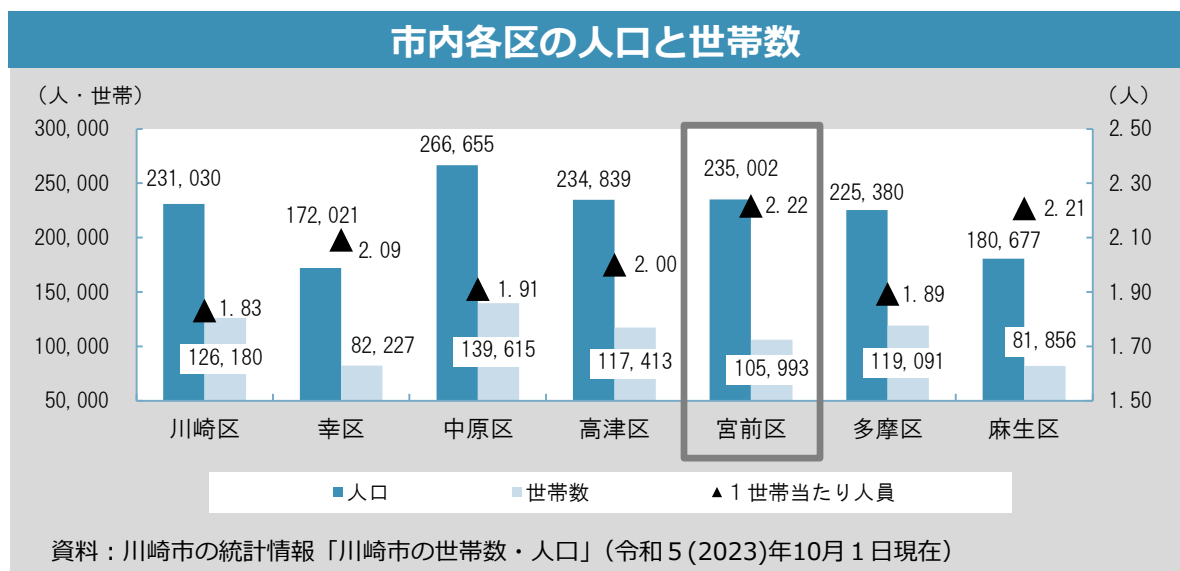
また、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、令和5（2023）年10月1日現在で2.22人となっています。



2) 区別の人口と世帯数

川崎市の人口は、令和5（2023）年10月1日現在で1,545,604人、世帯数は772,375世帯です。

宮前区の人口は7区のうち2番目に多く、世帯数は5番目です。1世帯当たり人員は、7区のうち最も多くなっています。

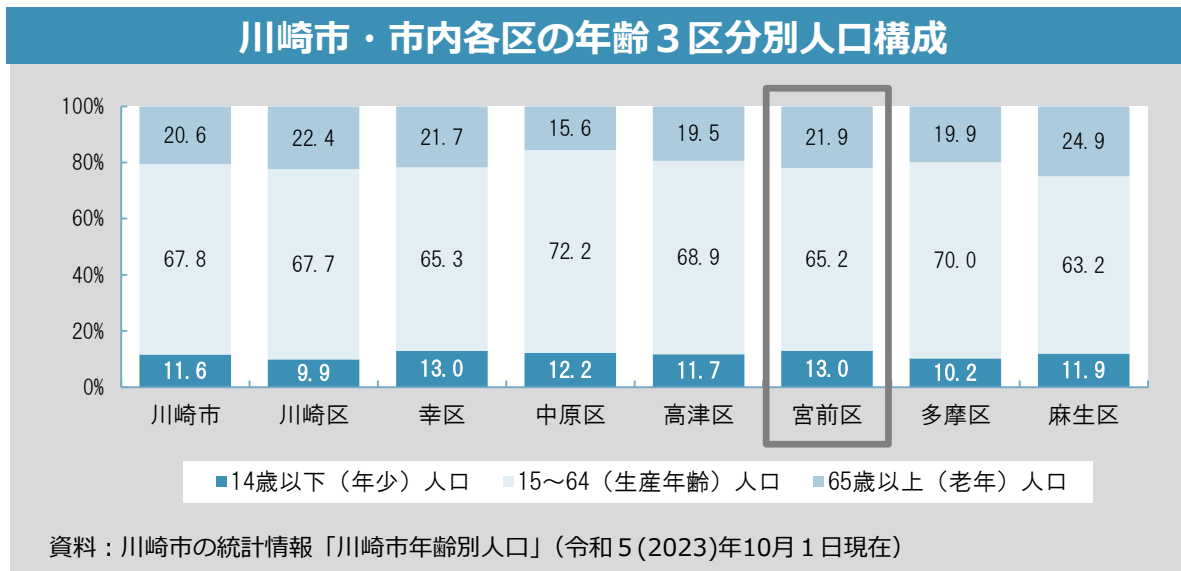


2 人口構成と人口の推移

1) 市と各区の年齢3区分別人口構成

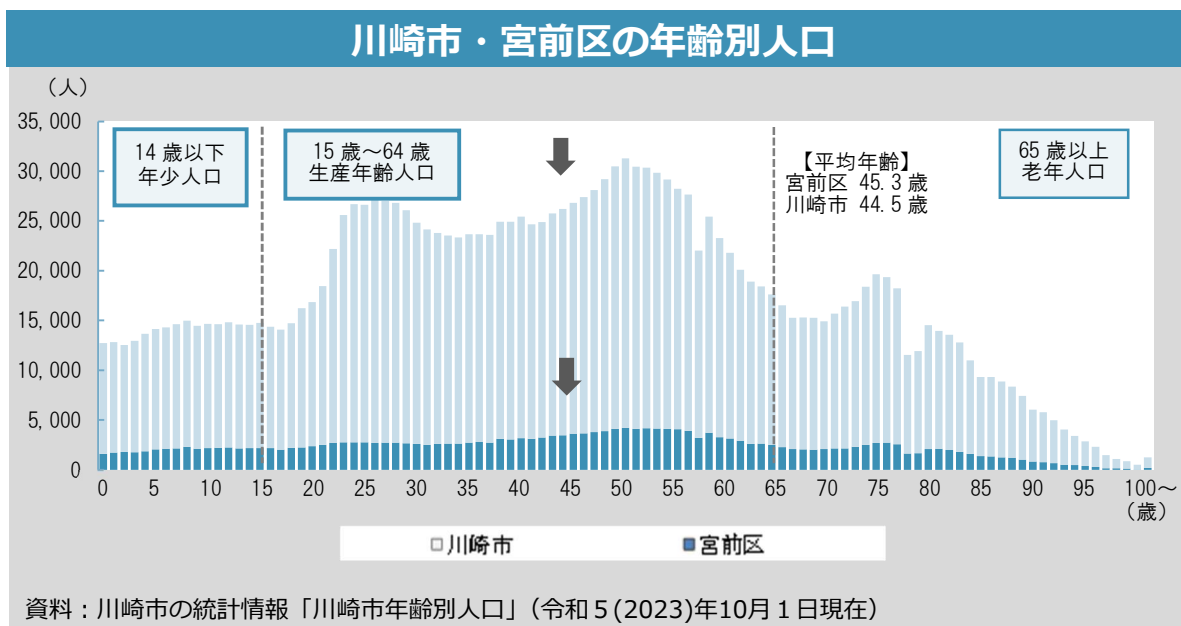
宮前区は、幸区と並んで市内で最も14歳以下人口の割合が高い区です。

また、65歳以上人口の割合は、平成27(2015)年に初めて20%を超え、令和5(2023)年現在は21.9%と、7区のうち3番目に高くなっています。



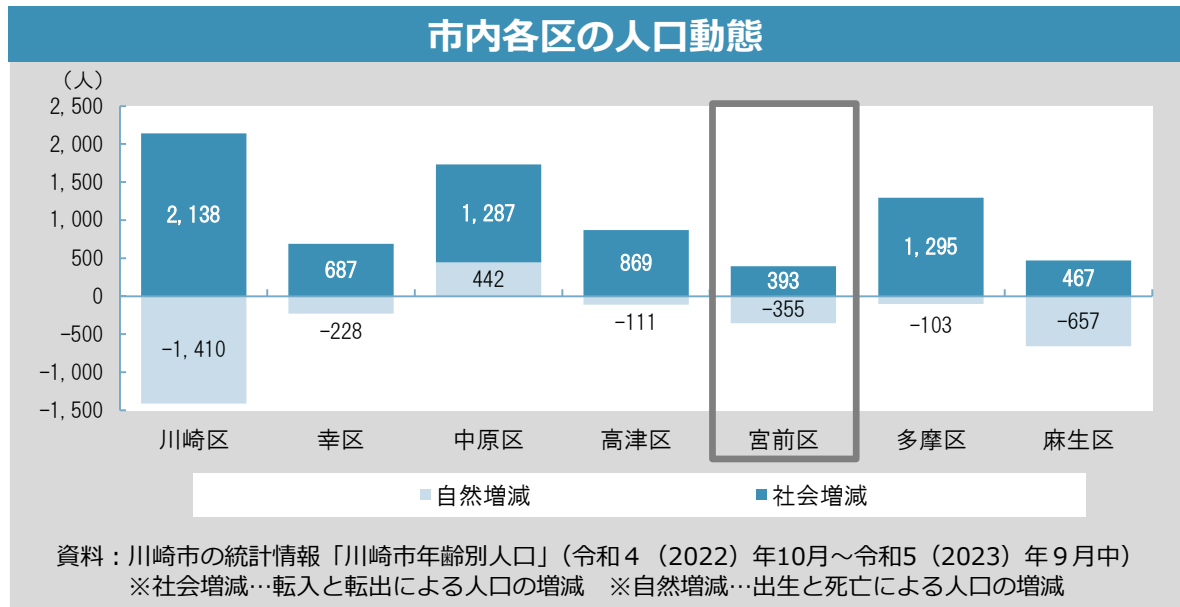
2) 宮前区の年齢別人口

宮前区の年少人口(14歳以下)は30,451人、生産年齢人口(15歳~64歳)は153,149人、老年人口(65歳以上)は51,402人となっており、平均年齢は市全体よりやや高く45.3歳となっています。



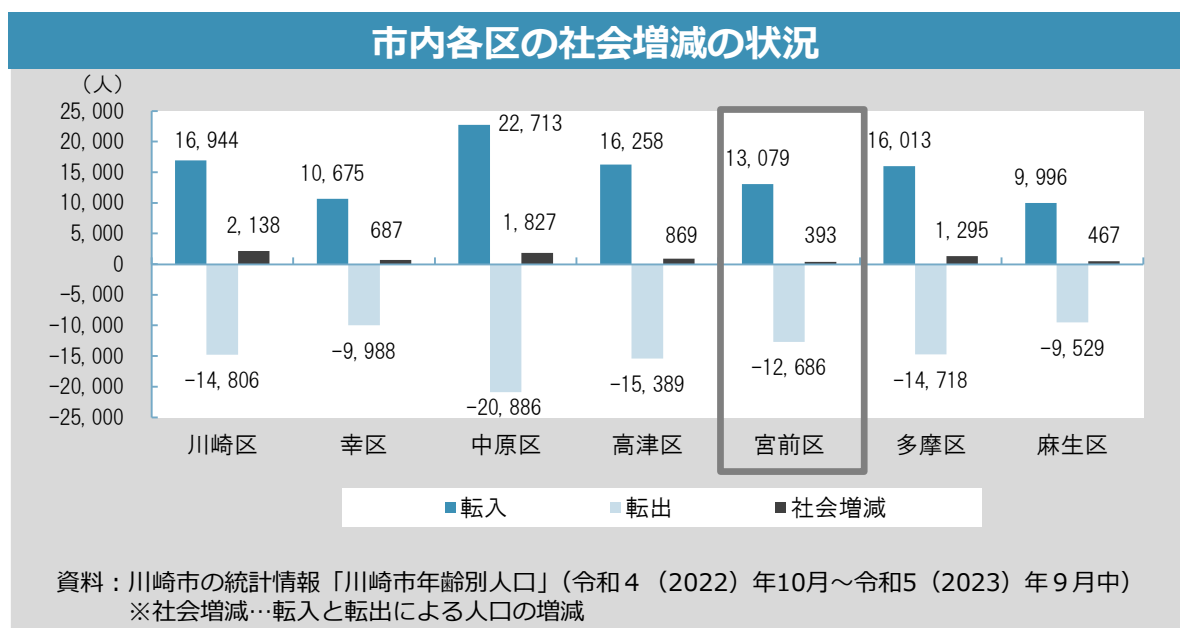
3) 川崎市内7区の人口動態

令和4（2022）年10月～令和5（2023）年9月中の人口動態は38人増で、転入が転出より多いことによる社会増加が、出生が死亡より少ないことによる自然減少を上回っています。



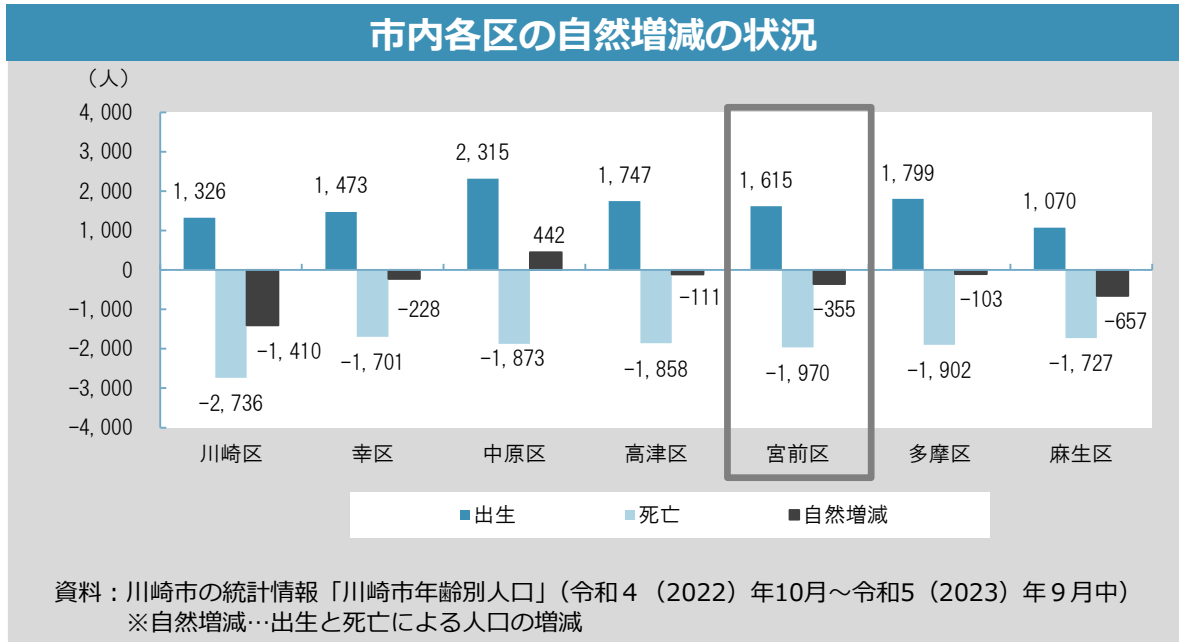
4) 転出入の状況（社会増減）

令和4（2022）年10月～令和5（2023）年9月中の転出入の状況をみると、1年間で13,079人の転入、12,686人の転出があり、転入が転出を393人上回る社会増加となっています。社会増加の人数は、7区のうち最も少なくなっています。



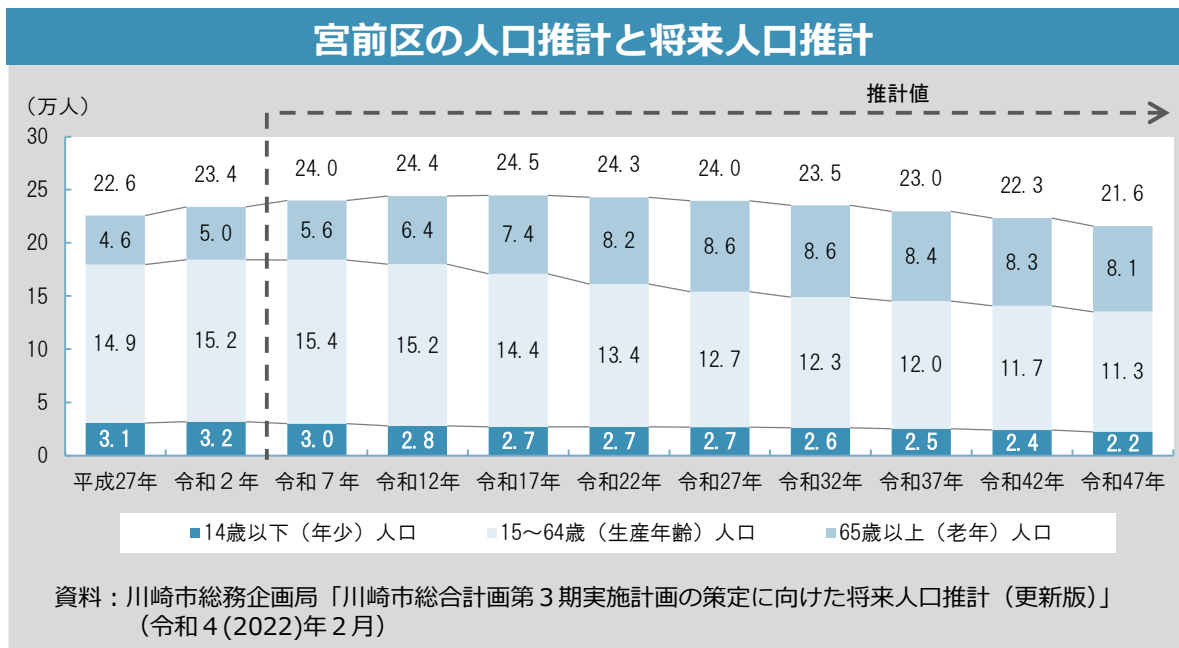
5) 出生・死亡の状況（自然増減）

令和4（2022）年10月～令和5（2023）年9月中の出生・死亡の状況を見ると、1年間の出生数は1,615人で、死亡数は1,970人となっており、出生数が死亡数を355人下回る自然減少となっています。自然減少の人数は市内で3番目に多くなっています。



6) 宮前区の人口推計と将来人口推計

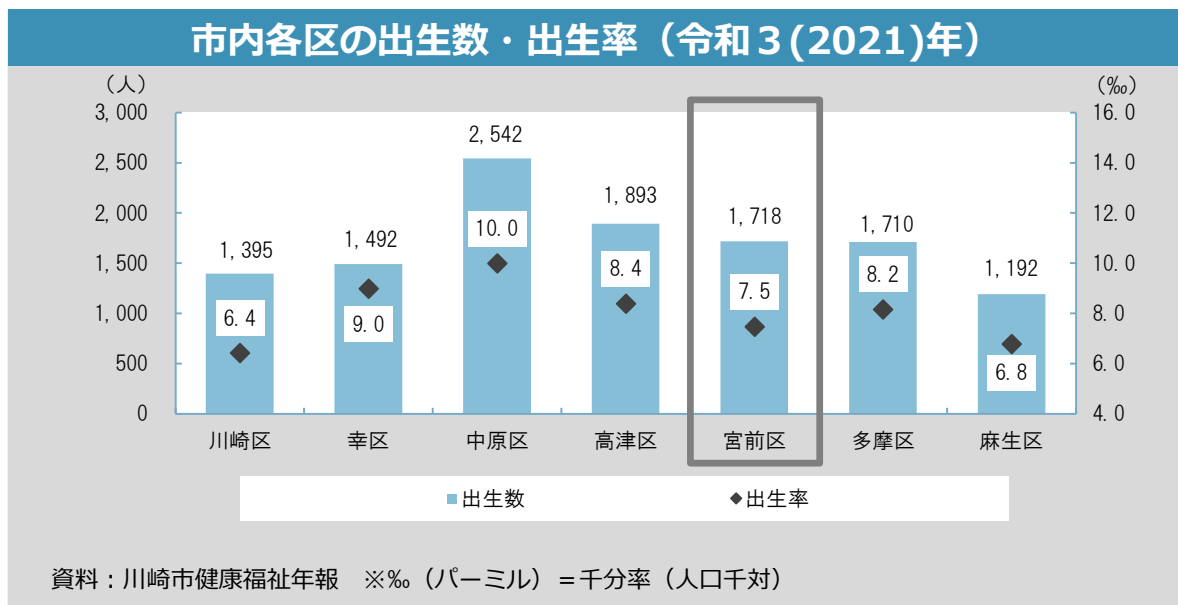
令和4（2022）年の将来人口推計によると、宮前区の人口は令和17（2035）年にピークを迎えると推計されています。15～64歳の生産年齢人口は令和7（2025）年にピークを迎えますが、65歳以上人口は令和32（2050）年まで増加が続くと推計されています。



3 出生数・出生率の推移

1) 区別の出生数・出生率

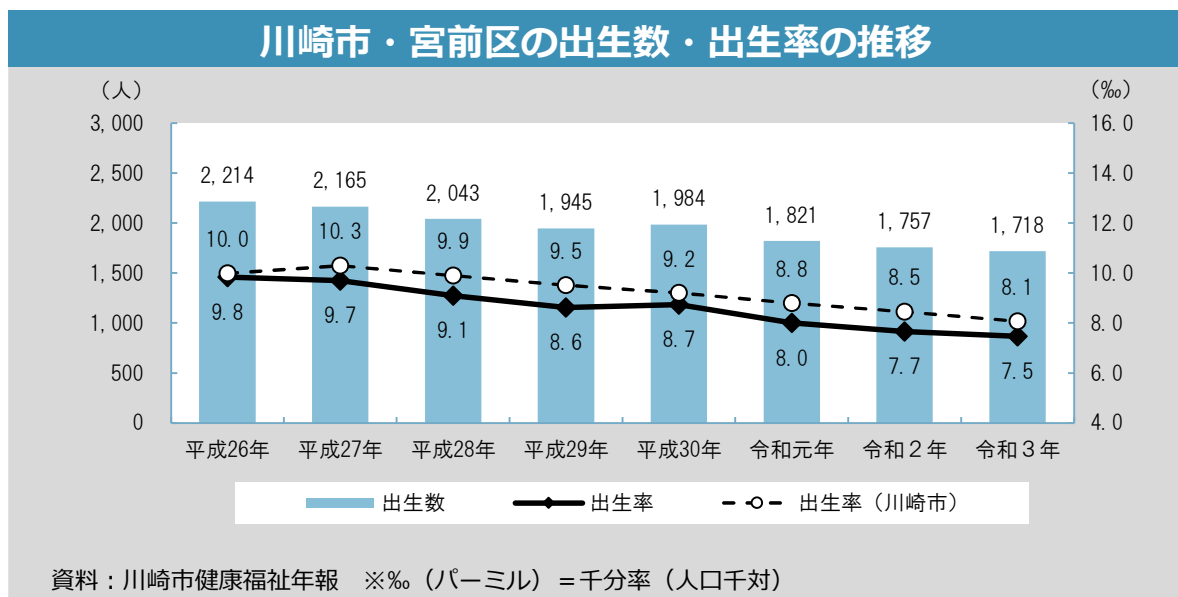
令和3（2021）年の出生数は1,718人で、7区のうち3番目に多くなっています。人口千人あたりの出生数を表す出生率は7.5%（パーミル）で、7区のうち3番目に低くなっています。



2) 出生数・出生率の推移

宮前区の出生数は、平成29（2017）年に2,000人を割り込み、平成30（2018）年以降は減少が続いています。

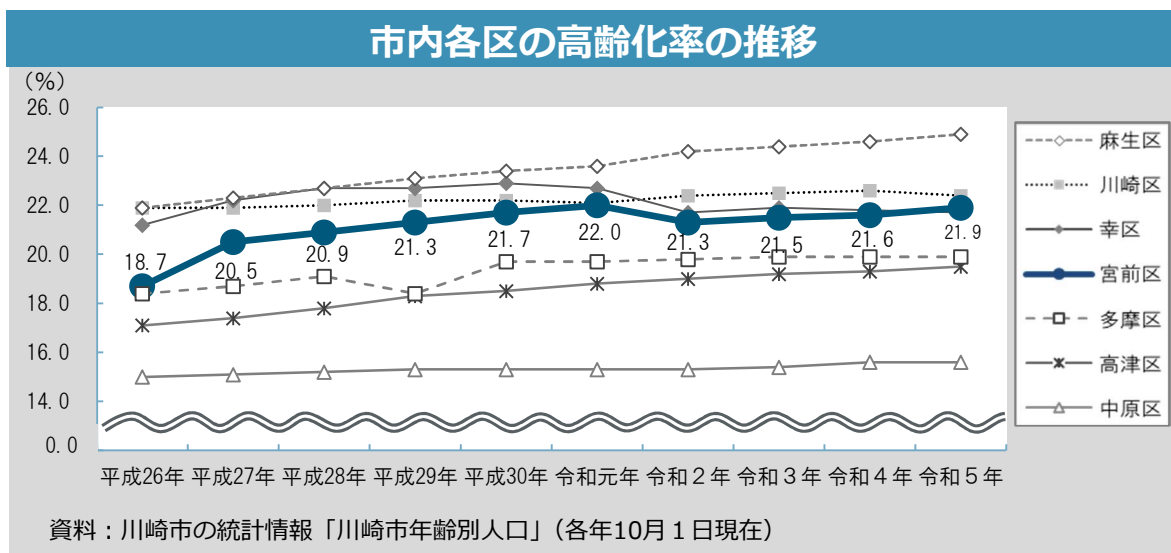
また、宮前区の出生率は、川崎市全体よりも低く推移しています。



4 高齢者の状況

1) 各区の高齢化率の推移

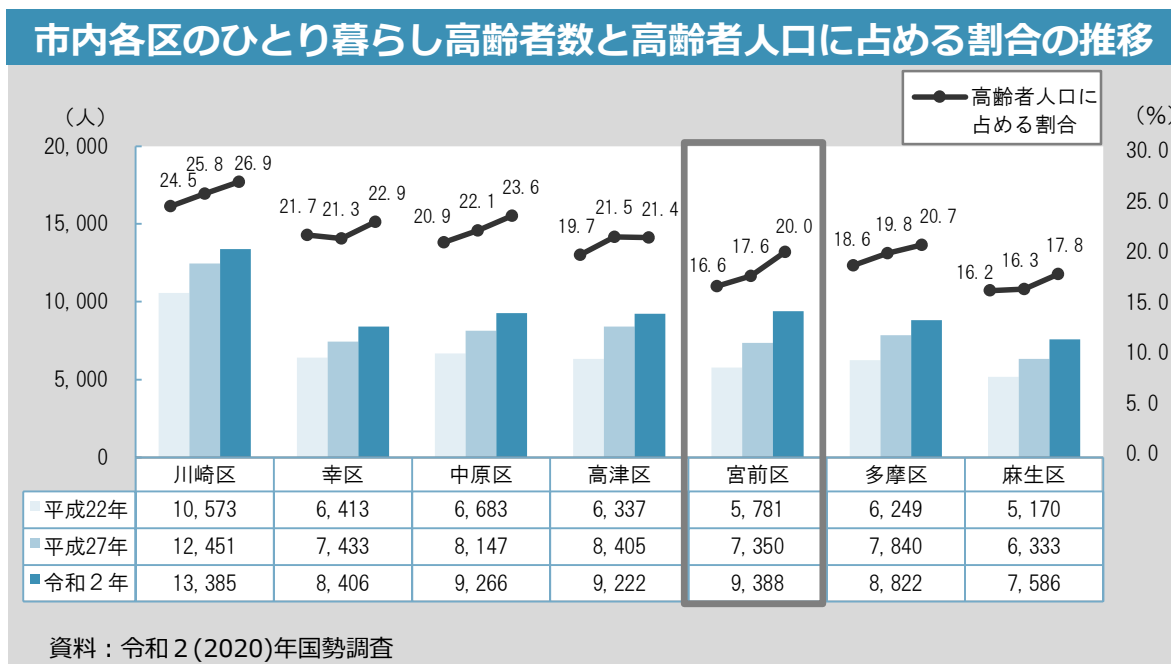
高齢者人口（65歳以上）が総人口に占める割合を表す高齢化率は、平成27（2015）年以降20%を超えており、令和5（2023）年には21.9%となっています。これは、7区のうち3番目に高いものです。



2) ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移

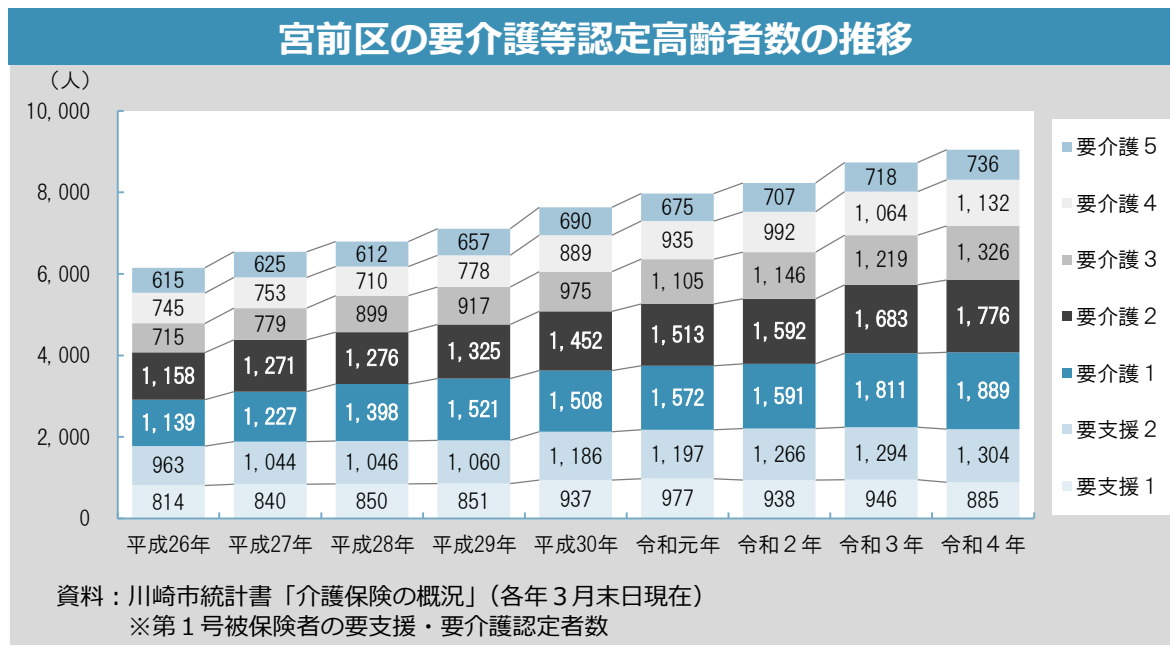
令和2（2020）年の宮前区のひとり暮らし高齢者数は9,388人で、川崎区に次いで多くなっています。平成27（2015）年と比べると、2,038人増加しています。

また、高齢者人口に占めるひとり暮らしの割合は20.0%となっており、7区のうち2番目に低くなっています。ひとり暮らしの割合は上昇傾向が続き、平成27（2015）年から2.4ポイント上昇しています。



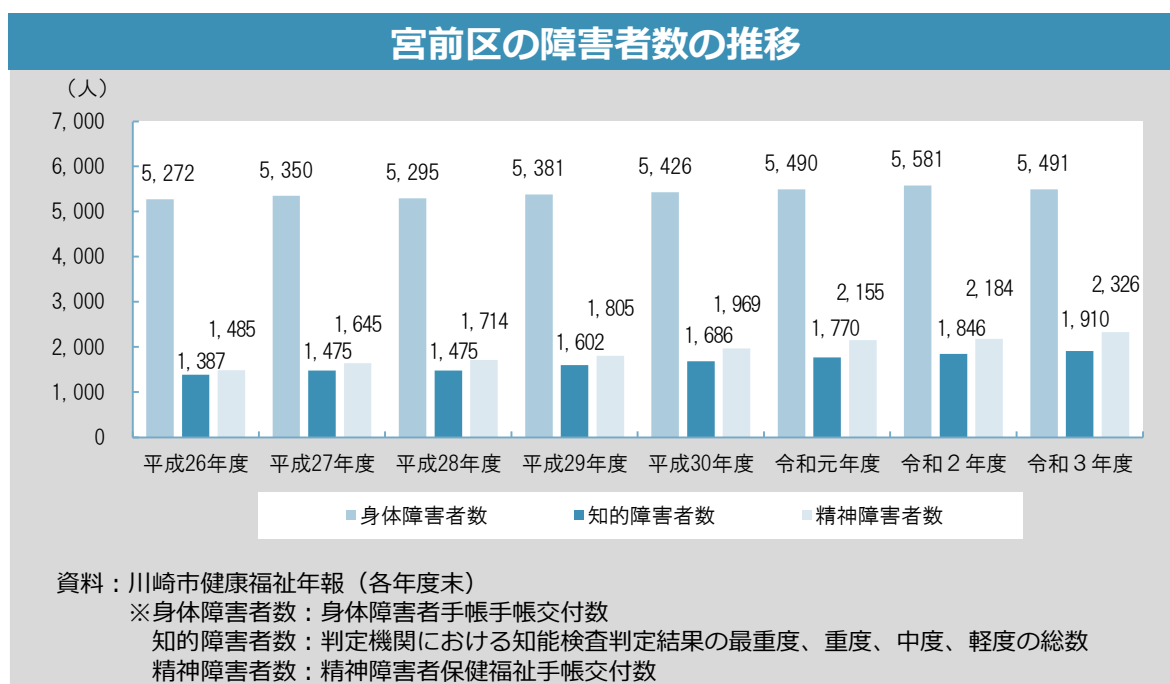
3) 要介護認定者数の推移

介護保険の要支援・要介護認定を受けた高齢者数は増加傾向にあり、令和4（2022）年3月末時点で9,048人となっています。



5 障害者の状況

令和3（2021）年度末で身体障害者数は5,491人、知的障害者数は1,910人、精神障害者数は2,326人となっており、知的障害者数と精神障害者数は増加が続いています。



6 児童虐待相談・通告の状況

令和3（2021）年度の児童虐待相談・通告件数は1,001件で、7区のうち2番目に多くなっています。

市内各区の児童虐待相談・通告件数受付状況

(区役所・児童相談所合計)

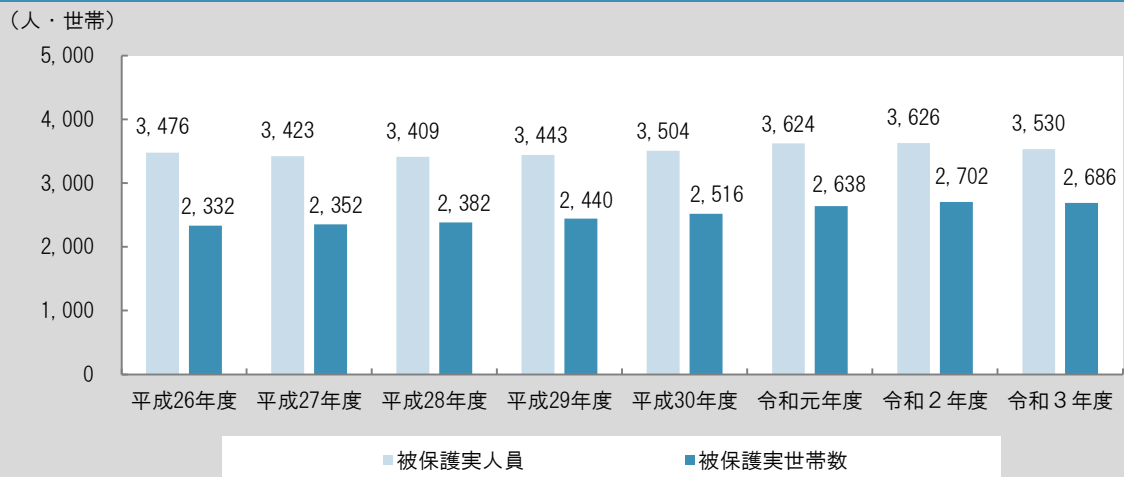
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
平成29年度	758	324	431	518	578	317	318	19	3,263
平成30年度	835	491	560	600	627	541	439	41	4,134
令和元年度	1,031	525	524	670	700	513	515	28	4,506
令和2年度	1,179	619	706	703	940	637	705	68	5,557
令和3年度	1,243	566	732	902	1,001	653	674	61	5,832

資料：川崎市子ども未来局「令和3年度川崎市における児童虐待相談・通告件数について」
※その他は、初期調査により管轄区外に居住していることが確認された件数。

7 生活保護の状況

令和3（2021）年度の被保護実人数は3,530人、被保護実世帯数は2,686世帯となっており、いずれも前年度から減少しています。

宮前区の生活保護被保護実人数と実世帯数の推移

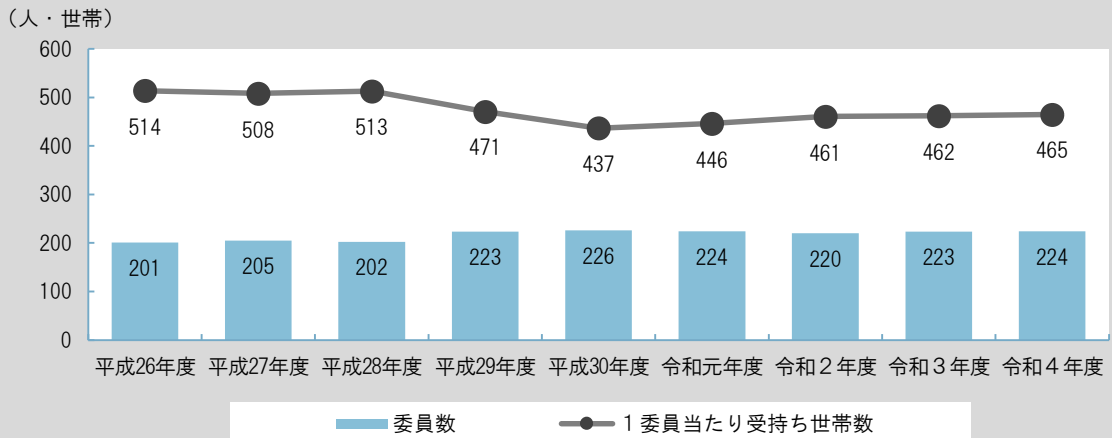


資料：川崎市統計書「生活保護の概況」（各年度月平均）

8 民生委員児童委員数等の状況

令和4（2022）年度の委員数は224人で、1委員当たりの受持ち世帯数は465世帯となっています。

宮前区の民生委員児童委員の1委員当たり受持ち世帯数の推移

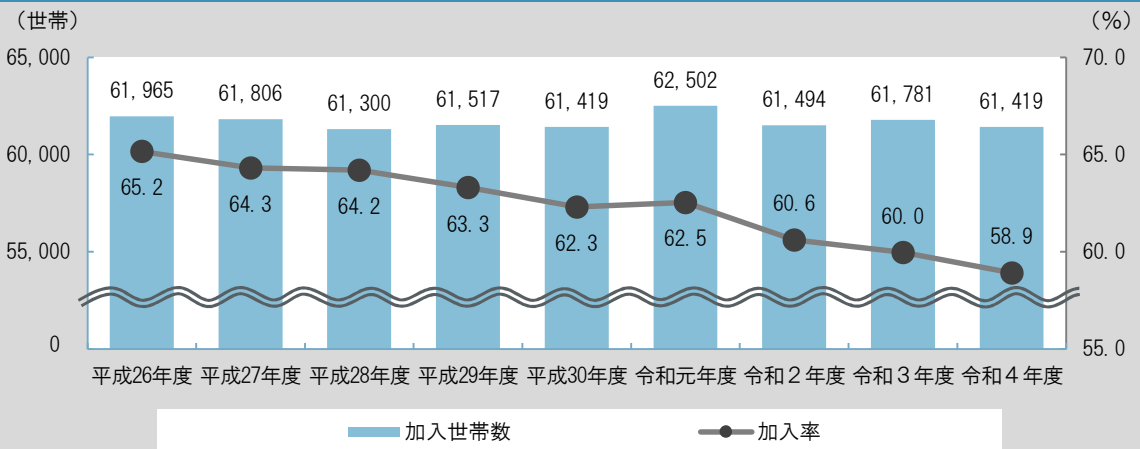


資料：川崎市統計書「民生委員・児童委員の概況」（各年度4月1日現在）

9 町内会・自治会への加入状況

町内会・自治会への加入世帯数は、令和4（2022）年度で61,419世帯となっています。総世帯数からみた加入率は減少しており、令和4（2022）年度は58.9%となっています。

宮前区の町内会・自治会への加入状況の推移

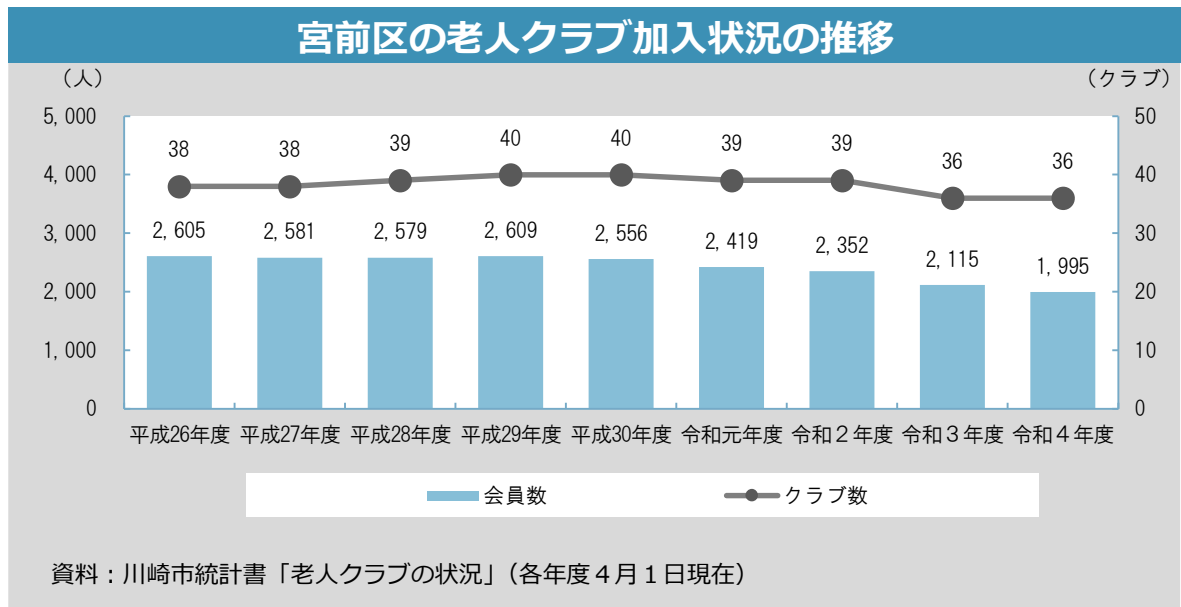


資料：川崎市統計書「住民組織加入状況」（各年度4月1日現在）

10 老人クラブの状況

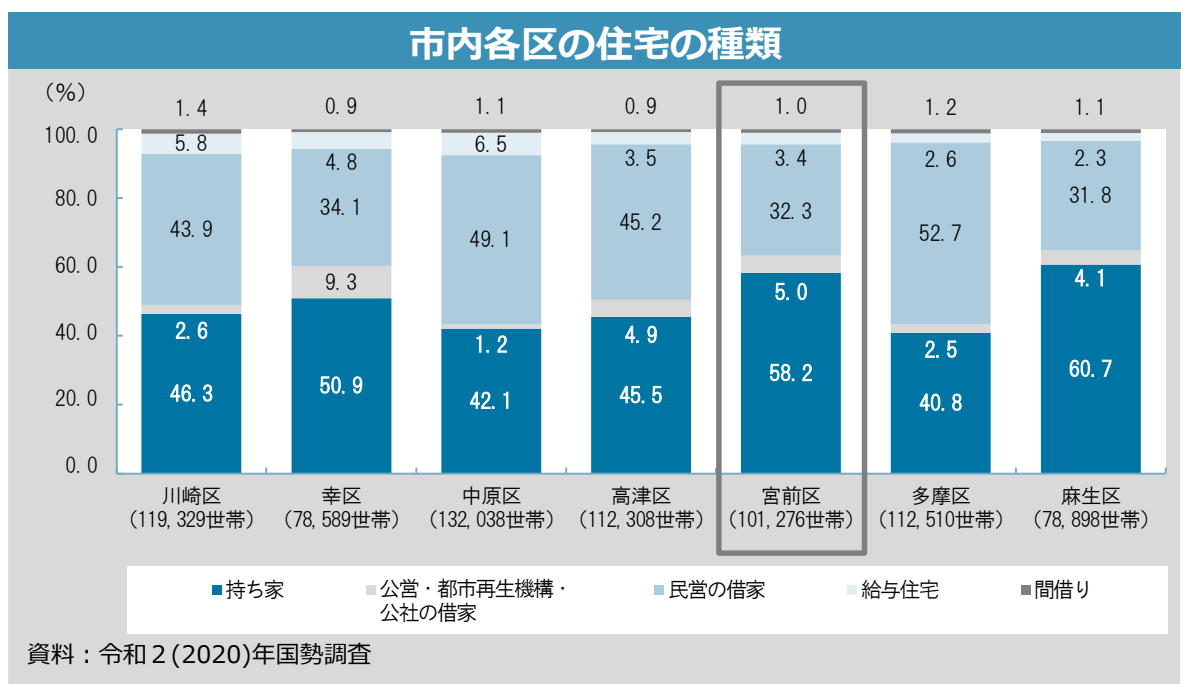
老人クラブの数は、平成30（2018）年度から減少し、令和4（2022）年度は36クラブとなっています。

会員数は、平成29（2018）年度から約600人減少し、令和4（2022）年度は1,995人となっています。



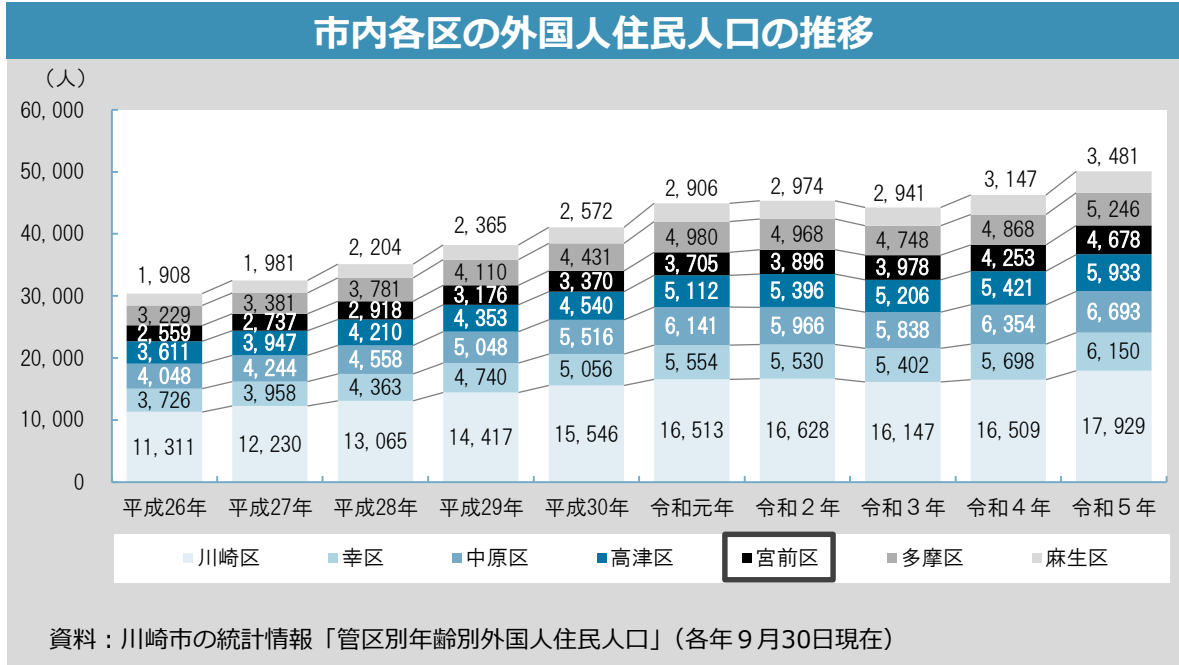
11 住宅の種類

住宅の種類は、持ち家が58.2%と7区のうち2番目に高くなっています。また、公営・都市再生機構・公社の借家は5.0%で、7区のうち2番目に高くなっています。



12 外国人住民人口の推移

宮前区の外国人住民人口は増加傾向にあり、令和5（2023）年9月30日現在、4,678人となっています。これは7区のうち2番目に少なく、市全体の9.3%となっています。



3 調査等から分かる宮前区民の状況

(1) 第6回川崎市地域福祉実態調査から分かること

川崎市では、「第7期川崎市地域福祉計画」の策定に向けて、地域の生活課題及び地域福祉活動の状況などを把握するため、令和4（2022）年11月～12月に「第6回川崎市地域福祉実態調査」を実施しました。（※調査の詳細は、資料編 P.103～112 参照）

本調査は、市民に対する「地域の生活課題に関する調査」と地域福祉活動を行う団体等に対する「地域福祉活動に関する調査」で構成されています。

1 「地域の生活課題に関する調査」から分かること

Q1 「地域」において、何が問題だと感じている？

高齢者に関する問題（介護、権利擁護、生きがいづくり、見守りなど）	…33.4%
地域防犯・防災に関する問題（交通安全、子どもの見守り、火の用心、防災訓練など）	…25.1%
地域のつながりに関する問題 （近所づきあい、感染症による対面での交流の減少、人と人との関係が希薄など）	…20.3%
子どもに関する問題（育児不安、子育て支援、教育、しつけ、遊び場づくりなど）	…20.1%
適切な情報の入手に関する問題（情報が得られない、情報があることを知らないなど）	…14.5%
障害児・者に関する問題（地域生活支援、権利擁護、活動支援、障害に対する理解など）	…9.7%

分かること① 高齢者、地域防犯・防災、地域のつながりに関する問題への意識が高い

- ・「高齢者に関する問題」は7区では2番目に高く、市全体（30.8%）より2.6ポイント高い。
- ・「地域防犯・防災に関する問題」は7区では最も低いが、前回調査時（39.3%）に引き続き、高い割合となっている（前回調査：令和元年（2019）11月～12月実施。20歳以上の宮前区民323人の回答）。

Q2 助け合いができる「地域」の範囲は？

町内会・自治会程度	…40.1%	} 町内会・自治会と隣近所を合わせると、 76.3%（約4分の3）
隣近所程度	…36.2%	
小学校区程度	…8.1%	← 「小学校区程度」との回答は1割未満
区内程度	…5.6%	
中学校区程度	…1.9%	

分かること② 約4分の3が「町内会・自治会程度」や「隣近所」の範囲を、助け合いができる地域として捉えている

- ・前回調査時は、「隣近所」が「町内会・自治会程度」を2.2ポイント上回っていたが、「町内会・自治会程度」が「隣近所」より3.9ポイント高くなっている。

Q3 日頃の近所づきあいの程度は？

【近所づきあいの程度】

あいさつをする程度 …52.9% ときどき話をする程度…24.0%
ほとんどつきあいがいい…13.6%

【Q1「地域」において、何が問題だと感じている？】

地域のつながりに関する問題…20.3%
(近所づきあい、感染症による対面での交流の減少、人と人との関係が希薄など)

分かること③ 近所づきあいは、約半数が「あいさつをする程度」 近所付き合いの希薄さについて問題意識がある

- ・「あいさつをする程度」は、前回調査時（50.2%）から2.7ポイント増加。
- ・「ほとんどつきあいがいい」は、市全体（16.9%）より3.3ポイント低い。
- ・「地域のつながり」は、地域において問題だと感じているもののうち3番目に高い。

Q4 近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性は？

いざという時に助け合いたいので、
多少面倒でもふだんから交流しておいた方がよい…26.5%
地域で助け合うことは大切であり、
そのためにもふだんからの交流は必要だ …18.4%
困った時は当然助け合うべきだが、
日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない …44.8%

交流の必要性を
認識している人は
44.9%（約半数）

分かること④ 近所づきあいや交流について、約半数が必要性を認識している

- ・「多少面倒でもふだんから交流しておいた方がよい」は0.8ポイント増加している一方、「ふだんからの交流は必要」は、前回調査時（26.0%）から7.6ポイント減少し、市全体（23.1%）より3.4ポイント高い。
- ・「日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」は、前回調査時（37.2%）から7.6ポイント増加。市全体（40.5%）より4.3ポイント高い。

Q5 家庭生活で感じる不安は？

【一緒に暮らしている家族】

同居している65歳以上の方がいる …34.4%

【家庭生活の中での不安】

身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない …42.1%

介護が必要な家族を家庭で介護できる自信がない …28.7%

経済的に生活できるか不安である …28.1%

分かること⑤ 高齢化を背景に、自分の身の回りのことや家族の介護が不安

- ・「身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない」は、前回調査時（38.1%）から4.0ポイント増加し、市全体（40.4%）より1.7ポイント高い。
- ・「同居している65歳以上の方がいる」は、7区では3番目に高い。

Q6 地域の人たちに手助けしてほしいこと、手助けできることは？

【手助けしてほしいこと】	【回答者自身ができること】
安否確認の見守り・声かけ …43.7%	安否確認の見守り・声かけ …56.8%
災害時の手助け …37.3%	災害時の手助け …33.1%
ちょっとした買い物 …27.6%	ちょっとした買い物 …28.4%
炊事・洗濯・掃除などの家事…28.4%	炊事・洗濯・掃除などの家事… 7.5%

分かること⑥ 見守り・声かけや災害時の手助けは、「手助けしてほしいこと」「手助けできること」のどちらも高い

- ・安否確認の見守りや声かけは、前回調査時（53.9%）に引き続き、最も高い。
- ・「炊事・洗濯・掃除などの家事」は、「手助けしてほしいこと」では3番目に高い（28.4%）ものの、「手助けできること」では7.5%にとどまっている。

Q7 社会的不安や孤独、孤立の問題に対して、地域で取り組めることは？

地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組 …44.3%
電気、ガス、水道の検診や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組 …37.3%
ごみ収集（ごみ出しが困難な高齢者等への支援や声かけ）による確認…30.9%

分かること⑦ 地域住民による見守り、声かけや日常生活に関わる訪問機会を活かすことが大事

- ・地域住民による見守りや声かけは、前回調査時（58.5%）に引き続き、最も高い。
- ・電気、ガス、水道の検針や新聞や牛乳配達を活用した見守りは、前回調査でも約40%となっている。

Q8 保健や福祉に関する情報を得る方法は？

【保健福祉の情報の入手先】	
市の広報 …55.4%	インターネットのホームページ…26.5%
町内会・自治会の回覧板 …24.0%	

【Q1「地域」において、何が問題だと感じている？】

適切な情報の入手に関する問題（情報が得られない、情報があることを知らないなど） …14.5%
--

【心配ごとの解決に必要なと思われること】

保健や福祉に関する情報を簡単に入手できること…38.4%

分かること⑧ 必要な情報へのアクセスのしやすさが望まれている

- ・心配ごとの解決に必要なと思われることのうち、「保健や福祉に関する情報を簡単に入手できること」は、前回調査時（37.2%）から1.2ポイント増加。
- ・保健福祉の情報の入手先のうち、「インターネットのホームページ」は、前回調査時（21.7%）から4.8ポイント増加。

Q9 地域福祉を進めるため、市民が取り組むことは？

- 家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと …38.4%
- 地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること …34.0%
- 地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること…29.5%

分かること⑨ 「困りごとが言える関係づくり」や「助け合い意識の向上」、情報を共有する地域の場が必要なことを認識している

- ・「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」は、市全体で最も高く、前回調査時（31.9%）から6.5ポイント増加。

Q10 地域福祉を進めるため、行政が取り組むべきことは？

- サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実 …49.3%
- 福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示…39.1%
- 行政からの一元的な情報提供、相談の場づくり …34.9%
- ボランティアや地域で活動する地域福祉を担う人材の育成 …30.6%

分かること⑩ 行政には、福祉サービスに関する情報提供や対応への充実を求めている

- ・「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」は、前回調査時（37.5%）から11.8ポイント増加。
- ・「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」は、前回調査時（37.5%）から1.6ポイント増加。

Q11 地域活動やボランティア活動への参加の経験は？

【参加経験】

参加したことがない…44.0% 今は参加していないが条件が整えば参加したい…18.7%

⇒参加したことがない理由は？

- 仕事や家事が忙しく時間がない …54.4%
- 身近に活動グループや仲間がいない（知らない）…34.2%
- きっかけがつかめない …32.9%

⇒ボランティア活動に参加した動機やきっかけは？

- 自分たちのために必要な活動だから…35.3%
- 楽しそうだから…23.3% 家族・友人・知人から誘われたから…20.3%

⇒どのような状況になれば、参加する？

- きっかけがあれば…43.7%
- 活動する時間ができれば／興味を持てる活動があれば…ともに31.0%

分かること⑪ 情報提供や周囲の促し等による「きっかけづくり」が有効

- ・「参加したことがない」は、前回調査時（46.1%）から2.1ポイント減少。
- ・「今は参加していないが条件が整えば参加したい」は、7区で最も高い。
- ・活動に参加した動機やきっかけが「楽しそうだから」は、7区で最も高い。
- ・「きっかけがあれば（参加する）」は、市全体（36.5%）より7.2ポイント高い。

2 「地域福祉活動に関する調査（団体アンケート）」から分かること

◇活動を行う中で困っていること

- ・新たなスタッフの確保
- ・スタッフの高齢化
- ・新型コロナウイルスなどの感染症を踏まえた対応
- ・他の団体との連携のための連絡調整
- ・若い世代の福祉に関する関心が低い

◇防災に関する意識と備え

- ・要援護者等をハザードマップ上に印をつけるなどリストアップし、災害発生時に連絡することで安否確認する体制をとっている
- ・会議等で防災について話し合いを実施
- ・消防法に従い年に2～3回防災訓練を実施
- ・防災資器材の点検の実施
- ・地域の方同士が助け合えるような防災の働きかけが必要
- ・地域住民に防災意識が根付いているのか分からないことが課題

◇広報について

- ・団体独自のチラシの他、ホームページやSNSの活用が増加
- ・新型コロナウイルス感染症をきっかけに、良い情報が来てもニーズのあるところに渡せていない
- ・地域活動を行っているが、発信する場がない人たちをつなげる取組が必要

◇団体の活動状況

- ・新型コロナウイルス感染症をきっかけに休止したままになっている活動がある
- ・他団体と定期的に交流や連携を図っているのは約4割
- ・「新たな活動を取り入れるなどして活動を活性化したい」団体が増加している一方、半数は「今の活動を維持することで精一杯」

◇地域の中で感じること

- ・活動に協力してくれていた人が転勤してしまうことが多い
- ・地域のつながりの希薄化
- ・認知症の理解と認知症患者への支援がまだ行き届いていない
- ・新たな取組を取り入れつつ、ついていけない人などの取りこぼしがないようにすることが必要

今後求められること

- 地域住民の地域福祉活動への関心を高めること
- さまざまな地域で防災訓練等を通じて防災意識を高めること
- 既存の広報に加え、WEBやSNS等の新たなツールを活用し、必要な情報が住民に伝わること
- 活動の担い手となる人材を集め、人材不足の解消と次世代の人材育成をめざすこと
- 対面での交流に配慮しながら、住民同士の交流を進めること
- 活動団体同士での交流や連携を図るための支援を行うこと

(2) 講演会・シンポジウム・アンケート等から分かること

1 宮前区地域包括ケアシステム推進講演会（令和3（2021）年度）

宮前区地域包括ケアシステム推進講演会×認知症サポーター養成講座フォローアップ研修 「認知症？」からはじまる一歩～当事者と支える人たちから学ぶ～

住み慣れた地域で自分らしい生活を行うため、認知症当事者、専門医、支援者から話を伺い、認知症に関する情報を伝えるとともに、地域包括ケアシステム推進に向けてどのようなことができるのか考える機会として講演会を開催しました。

参加者アンケート

◇認知症への理解の普及

- ・認知症についての基本的な知識や、早期発見・治療の方法を学び、地域の中での仲間づくりや相談できるところが必要であると知ることができた。
- ⇒これから増加が見込まれる認知症について、地域住民への知識・理解の普及を進め、地域で支える基盤を作ることが求められる。

◇当事者の経験談を活かした「自分ごと」としての捉え方への変化

- ・認知症のある当事者の実体験や社会参加の状況を直接聞くことにより、認知症になった場合の不安が軽減され、ケアされるだけでなく自分ができることを考える機会になった。
- ⇒当事者の経験を伺うことにより、地域住民が認知症に対する理解をさらに深め、「自分ごと」として地域でできることを考えるきっかけづくりが求められる。

◇これからの生活に関わる講座の開催

- ・当事者の話を含めた認知症に関する講座や、高齢化に伴う制度や手続きに関する講座（成年後見制度、遺言、墓の問題、高齢者住宅、単身世帯の老後）のニーズがある。
- ⇒生活上の不安に即した講座の開催が求められる。

2 宮前区地域包括ケアシステム推進イベント（令和4（2022）年度）

あなたの「ふつう」はみんなの普通？

～いつもと違う視点から、いつもの社会を見てみよう～

日常生活を少し違った視点で捉え、地域の中で自分にできることを考える機会として、市民文化局と連携し、見て・聞いて・体験できるイベントを開催しました。

主なイベント内容

バリアフルレストラン

（もしも車いすユーザーと、立って歩く人の割合が逆転したら？
“障害は社会が作り出す”という「障害の社会モデル」の考えを体感できる）

ミニ講座

- ・認知症による「幻視」の世界 ～「麒麟模様の馬を見た」の著者が語る～
- ・耳の聞こえない人の五輪～デフリンピックが日本に！ など

体験コーナー（手話／音訳／幼児視界／車いす／高齢者／妊婦）

手話ソング／体操



バリアフルレストラン

講師・参加団体／関係職員アンケート

◇地域活動を知り、理解を深めることができた

【講師・参加団体】

- ・自分たちの活動を知ってもらえる機会になり、活動の利用者やボランティアの増加につながる。
- ・他の活動をきちんと知り、理解する場でもある。

◇異なる視点を体験することの効果が大きかった

【関係職員】

- ・体験の効果は、座学で学ぶことと大きく違うと感じた。
- ・複合イベントにすることで、一度に多くのことを体験できたり知識を習得することができる。
- ・講座は、オンラインでも十分に伝わるものがあり、事後に見られるものは当日参加できなかった人にもよいツールになる。

◇当事者が参加できるよい機会となった

【講師・参加団体】

- ・福祉サービスの利用者には、このようなイベントを見せてあげたい。
- ・保育園のイベントの一環として取り組むことができた。園児はたくさんの人に見ただけで少し緊張気味だったが、とてもよい経験になった。
- ・コロナ禍で子供のイベントが全くなかったため、少しでも多く子供の成長が感じられるイベントに参加できて嬉しかった。

【関係職員】

- ・当事者や支援者の団体が多く参加し、関係団体同士のつながりが生まれるので効果的だと思う。
- ・企画運営の段階から、当事者団体等と一緒に取り組める仕組みを考えてもよい。

◇様々な人や事業とのつながりづくりの場となる可能性を感じた

【講師・参加団体】

- ・福祉の世界には支え合い、つながりが重要だが、横のつながりが薄い側面があり、「つながりの場」として続けてもらいたい。
- ・市民館で行われている障害のある方の活動サポートや人権学習の事業にも接点があると思われ、事業の連携が図れるとよいと思う。

【関係職員】

- ・子育て中の親子や学齢期の子供など、様々な立場の人に参加してもらえよう、広報や工夫が必要。
- ・関心のあるトピックだけでなく、その他の分野にも目を向ける機会になった。

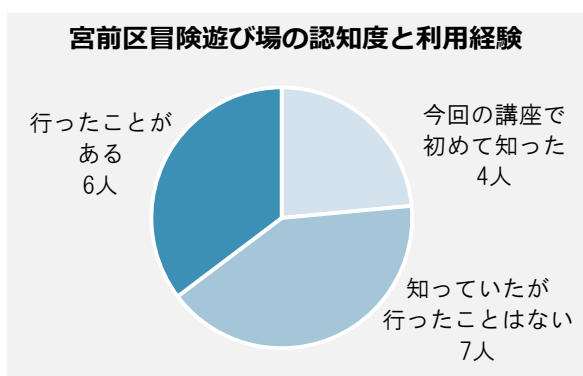
今後求められること

- 地域の中の異なる立場の人を理解するために、日常生活の不便さを体験する機会や当事者の声を発信する場を作っていく。
- 幅広い世代へのイベントの周知のほか、イベント会場に出向くことのできない住民が何らかの形で参加できるよう、広報やオンラインなどの様々な情報提供の方法を活用していく。
- イベントを、参加する当事者や支援者の横のつながりを深める機会にしていく。

3 宮前区冒険遊び場 連続講座（令和4（2022）年度）**「快 と あそびで 子どもは育つ！」**

冒険遊び場活動支援事業は、第2期区民会議の公園・地域づくり部会から出された提案のひとつ「冒険遊び場をひろめよう！」を受けて、平成23（2011）年からスタートしました。この事業は、公園を活用した地域コミュニティづくりを目的とするもので、地域の人たちが中心になって立ち上げる遊び場を、宮前区地域課題対応事業として区役所が支援しています。

令和4（2022）年度は、発達支援士でプレーパーク世話人でもある茂木厚子氏（発達支援「Kids Sense」主宰）を講師に招き、子どもの発達の論理的な内容や具体的な遊びの方法などを伺う連続講座を開催しました。

**参加者アンケート****◇親が安心して子育てをするための適切な知識や情報の提供**

- ・子どもの本能、発達を理解して見守ること、応えていくことは大事だと思った。
- ・子どもの行動には意味があるということは、親にとって安心できることだと思った。

⇒核家族や共働き世帯の増加などを背景に、子育てに悩みを抱えている家庭が多くなっている。親が適切な知識を持ち、ゆとりを持って子育てができるよう、育児に関する情報を提供することが求められる。

◇子育て世帯が利用しやすい環境の整備

- ・子どもを保育園に入れるのがよいか悩むものの、自分でプレーパークに連れていくなど工夫して毎日を過ごすことは負担が大きい。
- ・子どもをひとりの「個」として向き合い、人間の土台づくりのために遊びを通していろいろな体験をさせてあげたい。
- ・冒険遊び場は、皆がそれぞれ好きに遊べて、親も子どものびのびできる。スタッフがたくさん子どもと遊んでくれて、親もホッとできる。

⇒保育園の整備や、親子で参加できる遊び場やイベントの開催など、子育てを支援する施設や活動の整備が求められる。

4 地域の会議等で情報収集した意見

地域の会議等に出席した職員から、地域の方々から出た意見などについてヒアリングを行いました。

◇外出・買い物・交通

- ・坂を歩くのがつらくなり、外出しなくなった。
- ・食料や日用品などの買い物が不便。
- ・バス停までが遠い。交通アクセスが悪い。

◇コミュニティカフェ・サロン

- ・人々が気軽に集まっておしゃべりできる場所が少ない。
- ・コロナ禍で活動を停止したカフェが多い。また、再開しても参加者が集まらない。

◇孤独・孤立

- ・高齢者単身世帯に健康上の問題が出た場合の不安がある。
- ・周囲とのつながりを拒否する人もいる。
- ・家族と同居していても孤立していることがある。

◇集合住宅

- ・公営住宅は高齢者が多く、エレベーターがないとごみ出しも大変。
- ・マンションに住んでいるが交流はほとんどない。

◇広報

- ・地域包括ケアシステムや地域福祉計画を知らない。具体的に何をすればよいのか分かるように広報して欲しい。
- ・調べなくても地域の情報や活動が分かるように。
- ・高齢者はインターネットやスマホでは情報が得にくい。

今後求められること

- 地域の実情に応じて、コミュニティバス、外出支援サービスや移動販売、宅配サービスなどの買い物支援を町内会・自治会、民間事業者等と連携して進めること
- カフェ等の集まれる場を分かりやすく知らせること、積極的な参加への声かけを行うこと
- ご近所同士の見守り意識の向上や、見守り支援サービスの普及啓発を図ること
- 防犯、防災、子育てをきっかけとして近隣との交流の必要性を伝えること
- 世代別に自分ができることや団体が地域のために行っている活動について、具体的な事例を交えながら多様な広報手段、場所で伝えていくこと

4 宮前区地域福祉マップ

行政機関・福祉機関等

△ 行政機関・福祉機関等

1	宮前区役所
2	向丘出張所
3	宮前区社会福祉協議会

高齢者に関する施設

地域包括支援センター

4	みかど荘
5	鷺ヶ峯
6	富士見プラザ
7	レストア川崎
8	フレンド神木
9	宮前平
10	ピオラ宮崎

いこいの家

11	野川いこいの家
12	有馬いこいの家
13	白幡台いこいの家
14	平いこいの家
15	鷺ヶ峰いこいの家

老人福祉センター

16	宮前老人福祉センター (宮前いきいきセンター)
----	----------------------------

障害者に関する施設

障害者相談支援センター

17	地域相談支援センターポポラス
18	地域相談支援センターれもん
19	地域相談支援センターシリウス

障害者福祉拠点施設

20	まじわる宮前
----	--------

障害者支援施設

21	れいんぼう川崎
22	障がい者支援施設みずさわ

子どもに関する施設

保育・子育て総合支援センター

23	宮前区保育・子育て総合支援センター
----	-------------------

こども文化センター

24	宮崎こども文化センター
25	有馬こども文化センター
26	野川こども文化センター
27	宮前平こども文化センター
28	平こども文化センター
29	白幡台こども文化センター
30	菅生こども文化センター
31	蔵敷こども文化センター

地域子育て支援センター

32	花の台
33	つちはし
34	ベジブル
35	たつのこのこ
36	たいら
37	みやざき
38	のがわ

児童相談所

39	中部児童相談所
----	---------

地域療育センター

40	川崎西部地域療育センター
----	--------------

児童家庭支援センター

41	まぎぬ児童家庭支援センター
----	---------------

児童養護施設

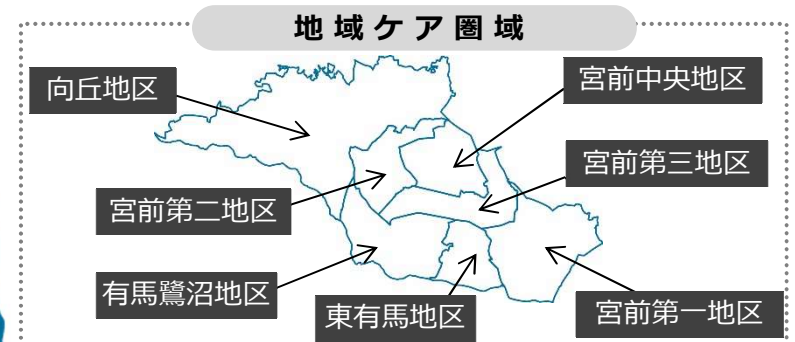
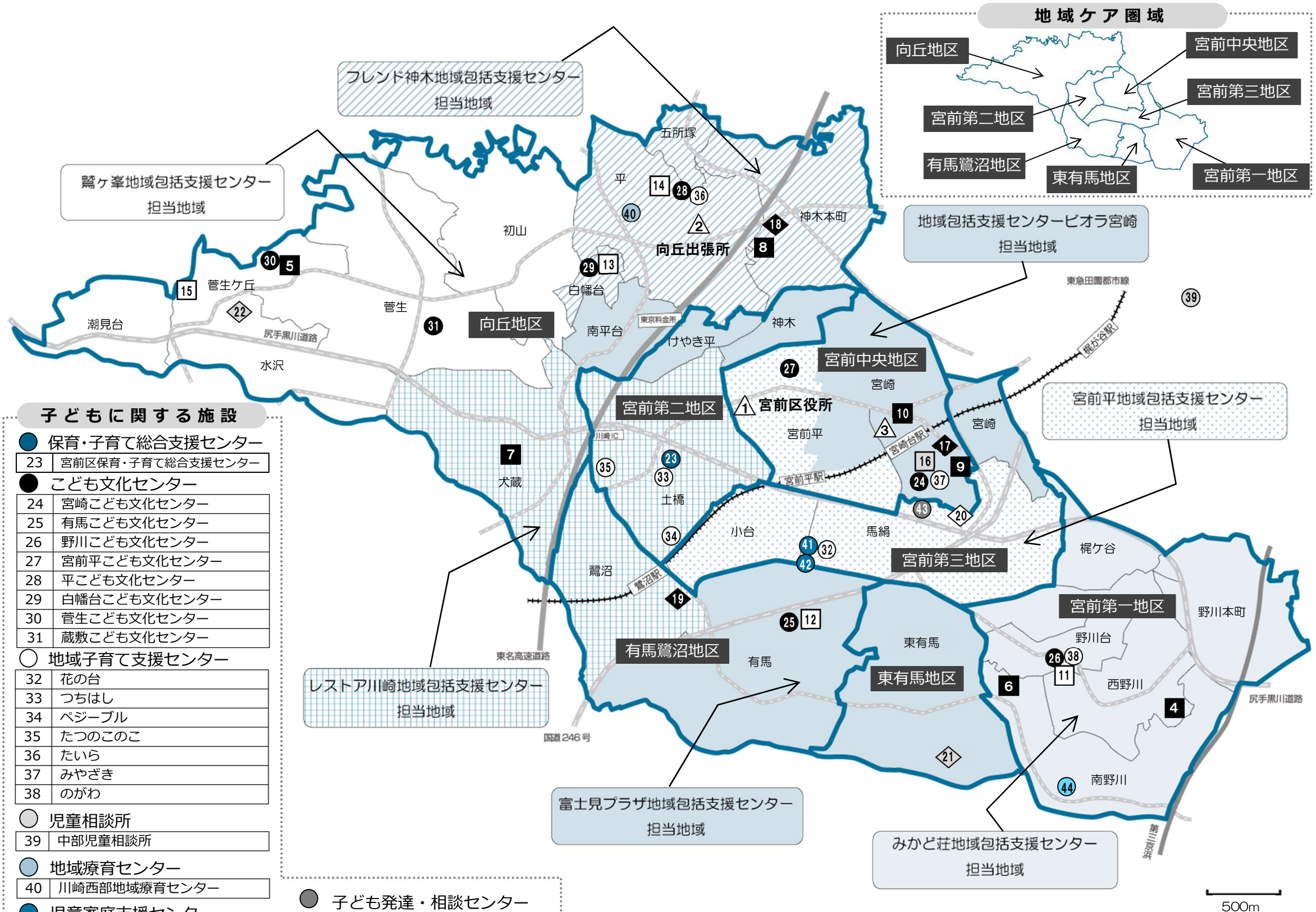
42	川崎愛児園
----	-------

子ども発達・相談センター

43	きっずサポート みやまえ
----	--------------

こどもサポート施設

44	こどもサポート南野川
----	------------



※所在地等の詳細は裏面に記載

■【地域包括支援センター】

地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療などの様々な面から総合的に支援するための相談窓口です。電話や面談、訪問などによる相談を受けることができます。

	施設名	所在地	電話
4	みかど荘地域包括支援センター	西野川3-39-11	044-777-5716
5	鷺ヶ峯地域包括支援センター	菅生ケ丘13-1	044-978-2724
6	富士見プラザ地域包括支援センター	南野川1-8-11	044-740-2883
7	レストア川崎地域包括支援センター	犬蔵2-25-9	044-976-9590
8	フレンド神木地域包括支援センター	神木本町5-12-15	044-871-1180
9	宮前平地域包括支援センター	馬絹6-20-4	044-872-7144
10	地域包括支援センターピオラ宮崎	宮崎2-8-32コスモ宮崎台102号	044-948-5371

□【いこいの家】

地域の高齢者のふれあいや生きがいの場となる施設です。入浴施設が利用できるほか、教養講座や健康づくり教室、会食会などの様々な活動を行っています。

11	野川いこいの家	野川台1-25-23	044-788-2271
12	有馬いこいの家	有馬4-5-2	044-855-2177
13	白幡台いこいの家	白幡台1-13-1	044-976-0786
14	平いこいの家	平2-13-1	044-865-1033
15	鷺ヶ峰いこいの家	菅生ケ丘32-10	044-976-6418

■【老人福祉センター（いきいきセンター）】

川崎市内に住んでいる高齢者の生活や健康などに関する相談をお受けしています。また、健康増進、教養の向上のため、教養講座実施や趣味のサークル活動の場を提供しています。

16	宮前老人福祉センター	宮崎2-12-29	044-877-9030
----	------------	-----------	--------------

◆【障害者相談支援センター】

障害者が地域で生活をしていく上での日常生活や就労などの様々な問題や悩みについて、電話や面談、訪問などによって支援し、解決のお手伝いをしています。

17	地域相談支援センターポポラス	宮崎2-13-35モア宮崎101	044-870-5236
18	地域相談支援センターれもん	神木本町5-1-4エスペランサ宮前203	044-740-9043
19	地域相談支援センターシリウス	鷺沼1-2-1安藤マンション403	044-920-9105

◇【障害者福祉拠点施設】

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）が集約された拠点です。

20	まじわる宮前 (生活支援センターきまっしー、 あー工房、こころん)	馬絹6-10-33	044-855-1011
----	---	-----------	--------------

◇【障害者支援施設】

障害者の支援を行う施設です。

21	れいんぼう川崎	東有馬5-8-10	044-888-8601
22	障がい者支援施設みずさわ	水沢3-6-50	044-978-3238

●【保育・子育て総合支援センター】

保育所と地域子育て支援センターの2つの機能を備えた施設です。保育士・看護師、栄養士等による子育て家庭の支援や保育関係施設との連携・人材育成など、子育てと保育を総合的に支援します。

23	宮前区保育・子育て総合支援センター	土橋2-14-1	044-856-3290
----	-------------------	----------	--------------

●【こども文化センター】

0歳～18歳の子どものための、いつでも自由に訪れて遊べる施設です（乳幼児は保護者同伴）。子育てサークルなどのグループが部屋を借りて活動しています。また、毎月いろいろな子ども向けの催しを行っています。

	施設名	所在地	電話
24	宮崎こども文化センター	宮崎1-7	044-888-2755
25	有馬こども文化センター	有馬4-5-2	044-855-2166
26	野川こども文化センター	野川台1-25-23	044-788-2202
27	宮前平こども文化センター	宮崎6-2	044-855-1884
28	平こども文化センター	平2-13-1	044-865-1032
29	白幡台こども文化センター	白幡台1-13-1	044-977-8600
30	菅生こども文化センター	菅生ケ丘13-2	044-976-0444
31	蔵敷こども文化センター	菅生5-3-21	044-977-2577

○【地域子育て支援センター】

地域全体で子育て家庭を応援するための施設です。子育てに関する相談や講座の開催など、子育て家庭に関する情報を得ることができるとともに、子育てをする親同士の交流や子どもの遊び場の利用ができます。

32	地域子育て支援センター花の台	馬絹1-24-9	044-860-2416
33	地域子育て支援センターつちはし	土橋2-14-1	044-855-1751
34	地域子育て支援センターページブル	土橋3-1-6	044-888-7503
35	地域子育て支援センターたつのこのこ	土橋4-7-1	044-920-9222
36	地域子育て支援センターたいら	平2-13-1	070-5089-2051
37	地域子育て支援センターみやざき	宮崎1-7	070-5024-8525
38	地域子育て支援センターのがわ	野川台1-25-23	070-5020-6458

○【児童相談所】

子ども（18歳未満）のより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づき設置された専門の相談機関です。お子さんの養育、障害、性格行動、非行、不登校等に関して専門スタッフがご家族と一緒に問題解決にあたります。また、児童虐待に関わる相談・通報を受け付けています。

39	中部児童相談所	高津区久本1-4-1	044-877-8111
----	---------	------------	--------------

○【地域療育センター】

障害やその心配のある子どもを対象に、早期発見・早期療育、各種療育相談、巡回訪問などを行い、地域みまもり支援センターや医療機関、児童相談所、保育園、幼稚園などの関係機関とも連携を図りながら、子どもとその家族を専門的かつ総合的に支援する施設です。

40	川崎西部地域療育センター	平2-6-1	044-865-2905
----	--------------	--------	--------------

○【児童家庭支援センター】

地域の子ども（0歳～18歳未満）の子育てに関する相談をお受けする施設です。児童養護施設などに併設されています。

41	まぎぬ児童家庭支援センター	馬絹1-24-5	044-863-7855
----	---------------	----------	--------------

○【児童養護施設】

環境上養護を必要とする児童（0歳～18歳未満）を入所させ、擁護し、自立を支援する施設です。

42	川崎愛児園	馬絹1-24-5	044-855-2591
----	-------	----------	--------------

○【子ども発達・相談センター】

発達に心配のある子どもに関する相談を受け、特性に応じた対応方法や福祉サービスを考える施設です。保護者の同意を得た上で保育所や幼稚園、学校などと連携するほか、未就学児については必要に応じセンター内の児童発達支援事業所等を活用しながら支援します。

43	きっずサポート みやまえ	馬絹6-6-9フューモビル1F	044-863-7505
----	--------------	-----------------	--------------

○【こどもサポート施設】

地域の子どもたち（18歳まで）が元気に豊かにすこやかに育つための居場所です。不登校などの課題をもった子どもたちの居場所づくり、生活・学習支援のほか、子ども・子育て相談を受け付けています。

44	こどもサポート南野川	南野川2-12-1	044-755-7602
----	------------	-----------	--------------